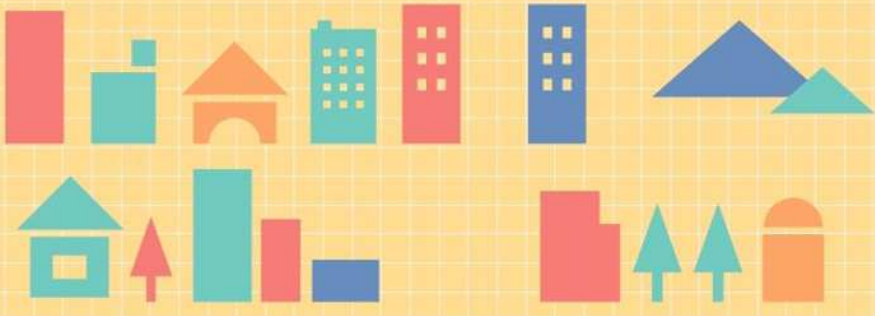




みんなでつくる
こどものみらい
えびなのみらい

海老名市 こども計画

第3期海老名市
子ども・子育て
支援事業計画



令和7年3月

海老名市

はじめに

わたしたちの暮らすまち、海老名は、都市・自然・歴史と文化の調和を背景とした、にぎわいと安らぎのあるまちです。鉄道・高速道路の利便性を活かし、継続的にまちづくりを進めてきた結果、予想を上回るスピードで人口が14万人を超え、今も成長を続けております。令和7年度以降においても、市街化区域編入に伴う市役所周辺地区の開発など、海老名の将来・未来へつなぐまちづくりを推進してまいります。



全国的には人口減少が進む中、本市の人口は、今まで鋭意取り組んできたこども・子育て支援施策が実を結び、子育て世代を中心に増加傾向にあります。その一方で、人口が増加することにより、待機児童の解消や教育施設の整備など、新たな市民ニーズや課題も出てきており、今後の取組が大変重要と認識しております。

今回策定した「海老名市こども計画（第3期海老名市子ども・子育て支援事業計画）」は、「こども基本法」に定められた市町村こども計画として位置づけるものであり、海老名市の小・中学生に対するアンケート調査や、若者の意見交換の場を活用した意見聴取、こども・若者に分かりやすい資料を用いたパブリックコメントの実施など、海老名市のこども・若者の声を聴きながら策定を進めてまいりました。

新たに掲げた基本理念「みんなでつくる こどものみらい えびなのみらい」には、はぐはぐEBINA HUGHUGえびな宣言に基づき、こども・若者も含めた海老名市民全員が主体として、笑顔輝く優しい海老名市の未来をみんなでつくる、そのようなメッセージを込めております。こども・若者が安全に元気に過ごしながらか、一人一人の可能性を広げられるまちを目指し、市民の皆様とともに推進していきたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、活発なご議論・ご提言を賜りました海老名市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、各種調査、パブリックコメントなどに多大なご協力と貴重なご意見をいただきました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和7年3月 海老名市長 内 野 優

目 次

第1節 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の対象	2
4 計画の期間	3
5 計画の進捗管理.....	3
第2節 海老名市の状況	4
第3節 計画で大切にすること・目指すこと	6
1 こども・若者等の意見.....	6
2 基本理念	8
3 基本目標	9
4 施策体系	10
第4節 施策の展開.....	11
基本目標Ⅰ【安心えびな】安心してこどもを預けられる保育・教育の環境づくり	11
基本目標Ⅱ【健やかえびな】こどもを健やかに産み育てられる切れ目のない支援の充実.....	18
基本目標Ⅲ【きらめきえびな】こども・若者の可能性を広げる機会の充実.....	30
基本目標Ⅳ【つながりえびな】支援が必要なこども・若者や家庭を支える環境づくり	36
基本目標Ⅴ【支え合いえびな】地域でこども・若者の成長を支える社会づくり	49
第5節 教育・保育等の量の見込み.....	55
1 人口の見込み	55
2 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の一覧	56
3 量の見込みと確保方策.....	57
第6節 資料編.....	64
1 計画の策定体制.....	64
2 海老名市子ども・子育て会議条例	67
3 海老名市子ども・子育て会議委員名簿.....	68
4 データからみる市の現状.....	69
5 用語集	88

第 1 節 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、少子高齢化による子育て世帯の減少、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などにより子育て世帯の孤立が課題となっているほか、女性の社会進出や就労形態の多様化など、こども・若者と子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況を受け、国は令和 5 年度に「こども家庭庁」を設置するとともに、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた「こども基本法」を制定しました。また、同法第 10 条において、「市町村こども計画」の策定を努力義務として位置づけています。さらに、既存の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱を一元化した「こども大綱」が策定され、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現に向けてスタートを切ったところです。そして、この社会の実現のためにはこども・若者や子育て当事者が意見表明することが重要とされています。

海老名市では、令和 2 年に「第 2 期海老名市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「^{はぐはぐ}
^{E B I N A}えびな宣言のもと 子どもの笑顔が輝く魅力あふれるまち えびな」を基本理念に掲げ、子ども・子育て支援施策を総合的に推進してきました。全国的に人口減少、少子化といわれる中、海老名市では都市整備や公共交通の利便性の向上も相まって令和 5 年 8 月には人口 14 万人を達成、特に海老名駅周辺で子育て世帯が増加しています。さらに、市役所周辺の市域編入に伴う住宅開発が予定されており、こども・若者の増加に伴う、更なる保育・教育ニーズの充実等が求められます。

この度、第 2 期計画が令和 6 年度で最終年度を迎えることから、全てのこども・若者が身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指し、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」を含め、こども・若者に関する計画を一体とした「海老名市こども計画」を策定します。



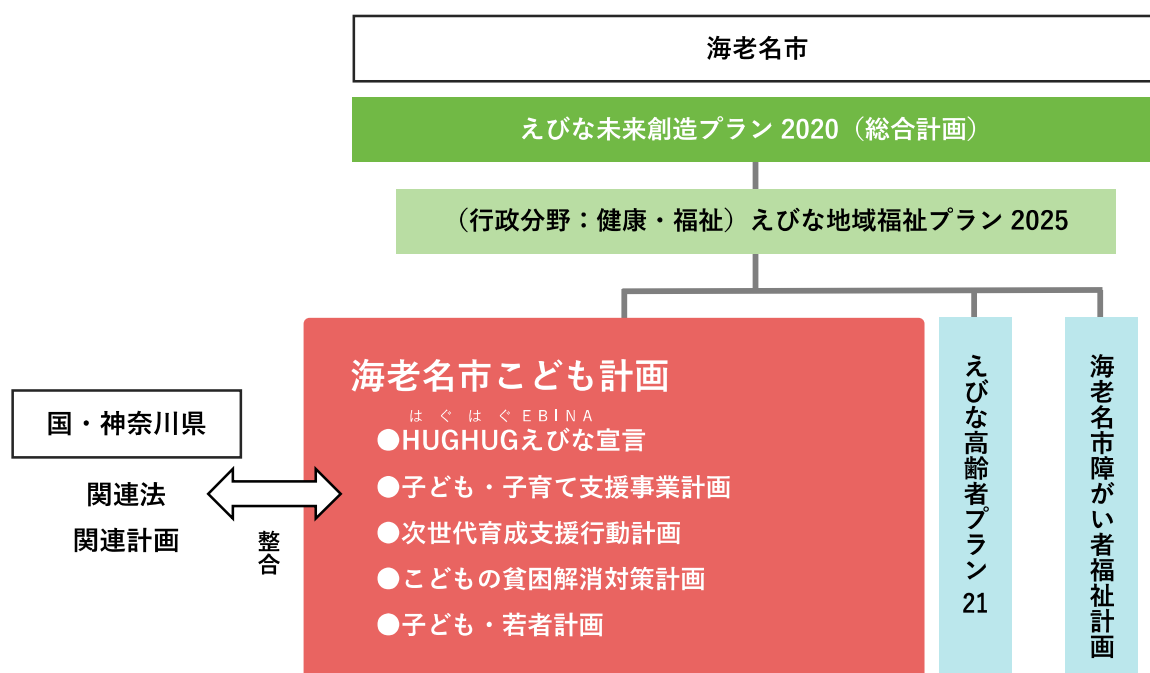
2 計画の位置づけ

- 本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども・若者施策に関する事項を定める計画とし、以下の計画を含むものと位置づけます。

- ①市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条に規定）
- ②市町村次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条に規定）
- ③市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定）
- ④市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条に規定）

- 平成28年11月の「市制45周年式典」で発表した「^{はぐはぐ}HUGHUGえびな宣言」の趣旨に基づき、子育てを応援するための必要な施策を推進します。

- 本計画の実施にあたっては、海老名市の最上位計画である、「えびな未来創造プラン2020」や福祉の上位計画である「えびな地域福祉プラン2025」及び「えびな高齢者プラン21」、「海老名市障がい者福祉計画」、その他の関連計画と連携を図ります。



3 計画の対象

本計画の対象は、妊娠期を含めたこども（0歳からおおむね18歳まで）及び若者（おおむね13歳から29歳まで、施策によってはおおむね39歳まで）とその家族とします。また、地域社会全体でこども・若者と子育て世帯を支援するという視点では、全ての市民を対象として捉えます。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。社会情勢の変化及び国や神奈川県の変向などを踏まえた上で、適時見直しを行います。

5 計画の進捗管理

「子ども・子育て会議」において、継続的に計画の管理をしていくほか、基本施策・支援事業ごとに評価をしていくことで、市の情勢や地域を取り巻く環境の変化に適宜対応していきます。

進捗管理		計画の期間（5か年）				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
管理・運営		子ども・子育て会議				
計画の評価	基本施策	ニーズ調査の結果（5年に1回の評価）				
	中間見直し			中間見直し		
	支援事業	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況

ニーズ調査	・5年に1回実施されるアンケートです。 ・こども計画を策定する上で、市民のニーズ（需要量）を調査・分析することを目的としています。
中間見直し	・国が示す基本指針に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（計画値）が実績と大きく乖離する場合は中間年に見直しを行います。 ・国の考え方に沿って、必要に応じた適切な見直し作業を進めます。
実施状況	・毎年度、実施状況の確認を各課で行います。 ・子ども・子育て会議の中で、前年度の実施状況に対して意見をいただきます。

子ども・子育て会議

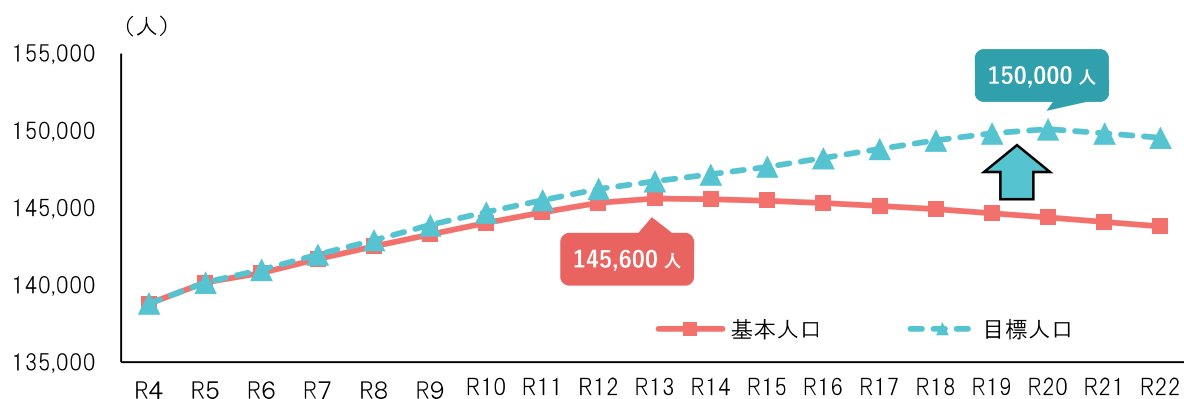
計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、こども・若者を取り巻く環境や子育て世帯の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「海老名市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

第2節 海老名市の状況

続く人口増加 将来的な目標人口を150,000人

海老名市の人口は、自然減（死亡数が出生数を上回ること）よりも、社会増（転入者数が転出者数を上回ること）が大幅に上回る状況で推移しています。なお令和5年1月1日時点の人口増加率（前年比）は1.46%増と神奈川県内1位となっています。

「海老名市人口ビジョン」（平成28年2月策定）の数値を上回って推移したことから、令和5年2月に「えびな未来創造プラン2020」の人口推計が見直されました。基本人口では、令和13年の145,600人をピークに減少に転じる予測となっていますが、各種事業の推進による更なる転入増を見込み、目標人口を150,000人（令和20年）として掲げています。



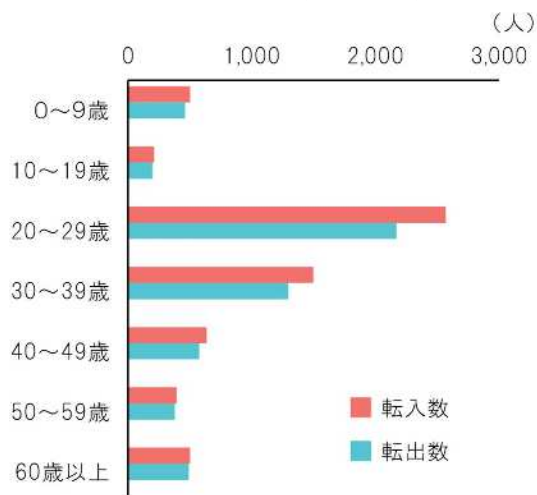
資料：えびな未来創造プラン2020

20歳代の転入超過／近隣自治体からも転入が進む

海老名市の転入・転出数に基づく人口増減を年齢別でみると、どの年代においても転入数が転出数を上回っています。特に20歳代において、転入数・転出数ともに大きくなっています。

また、令和5年の海老名市の転入元・転出先自治体をみると、転入数・転出数ともに横浜市が多くなっています。また、近隣の厚木市、綾瀬市、大和市からの転入が目立ちます。

■年齢別の人口増減数（令和5年）



■転入元・転出先自治体（令和5年）※抜粋

自治体	転入数	転出数	増減
横浜市	849	648	201
相模原市	340	340	0
厚木市	422	380	42
綾瀬市	313	241	72
大和市	291	217	74

単位：人

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

海老名駅周辺の開発

平成 14 年の複合商業施設「ViNAWALK（ビナウォーク）」の開業をはじめ、平成 27 年の大型商業施設「三井ショッピングパーク ららぽーと海老名」の開業、令和 7 年に完全開業予定の「ViNAGARDENS（ビナガーデンズ）」、高層住宅の建設など海老名駅周辺は商業・居住の両面で大きく発展しています。

同時に交通インフラの整備も進んでおり、令和元年に相鉄線と JR 線の直通線が開業、令和 5 年には相鉄線と東急線の直通線が開業するなど、都心や横浜への交通利便性が向上しています。

また、平成 29 年には、小田急・相鉄海老名駅と JR 海老名駅に挟まれた駅間地区一帯に「めぐみ町」が誕生しました。「賑わい創出エリア」「住宅エリア」「文化エリア」で開発が進められており、海老名駅を基点とした東西一体の中心市街地が形成されています。

【平成 7 年（1995 年）頃の海老名駅周辺】



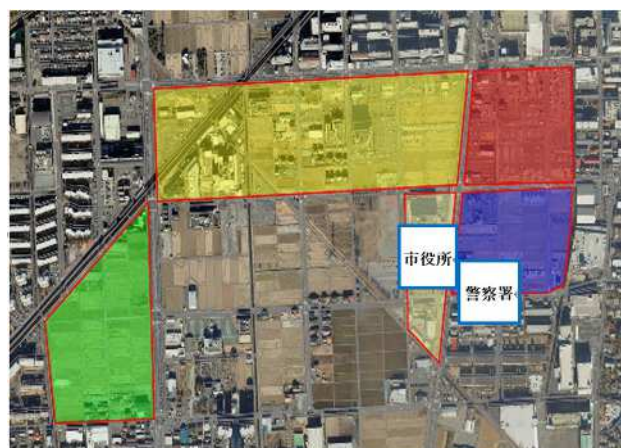
【令和 5 年（2023 年）頃の海老名駅周辺】



資料：海老名市

海老名市役所周辺の市街化区域編入

令和 6 年 3 月、海老名市役所周辺地区約 39.4 ヘクタールが市街化区域に編入されました。新たな商業施設やオフィスビルの建設、住宅地の形成など経済的・社会的な面での更なる発展が見込まれます。



資料：海老名市

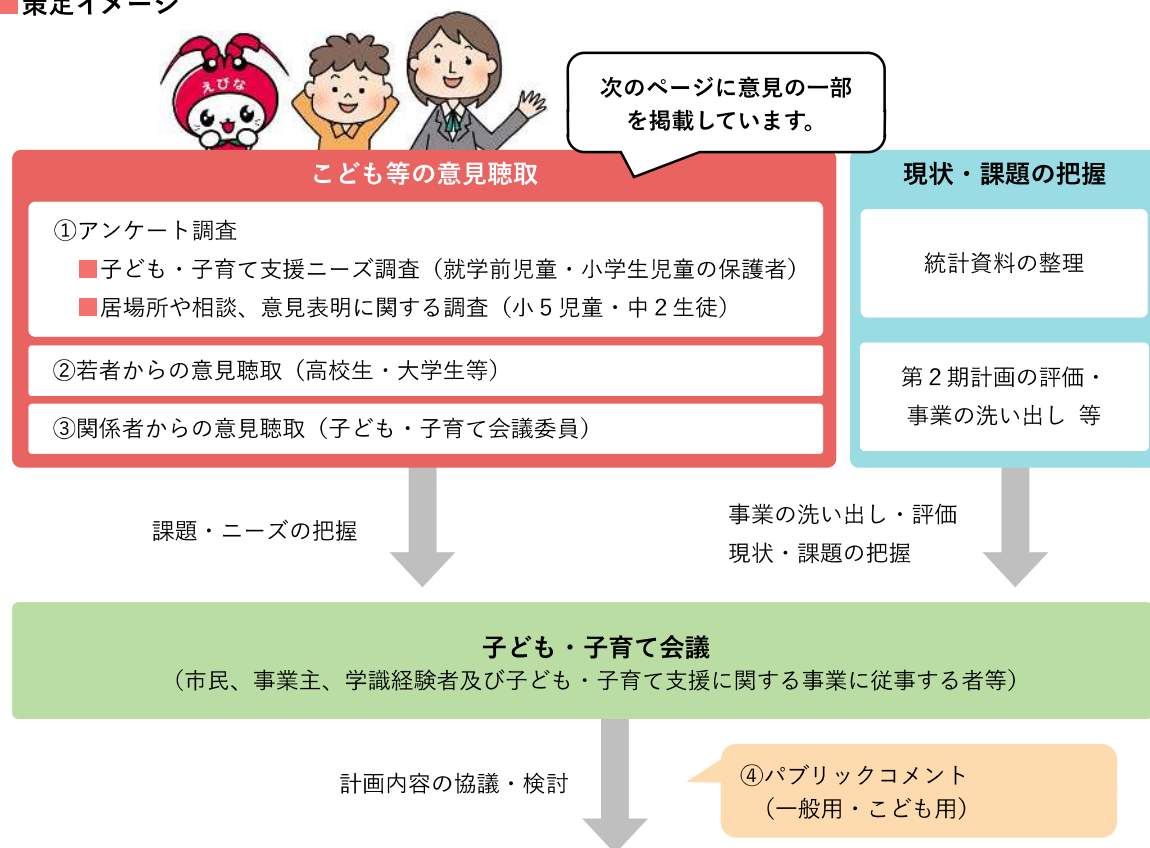
第3節 計画で大切にすること・目指すこと

1 こども・若者等の意見

こども計画の策定にあたり、こども・若者やこどもを養育する者、その他関係者の意見を幅広く聴取して反映するための必要な措置として、4つの手法を実施しました。

- ① アンケート調査の実施（こどもやこどもを養育する者から意見を聴取する。）
- ② 若者からの意見聴取の実施（若者から意見を聴く場を設ける。）
- ③ 関係者からの意見聴取の実施（子育て関係者から意見を聴く場を設ける。）
- ④ こども・若者に分かりやすい資料を用いたパブリックコメントの実施

■ 策定イメージ



海老名市こども計画（第3期海老名市子ども・子育て支援事業計画） 策定



どんな海老名市になってほしい？

安全・安心なまち！

優しいまち♪



楽しいまち♪

やりたいことを
応援してくれるまち！

*小・中学生へのアンケート調査（令和6年3月実施）



将来望む海老名市の姿は？

過ごしやすいまち

治安がよい、自然が残っている、
自転車の通り道が広いといいね。

魅力的なまち

海老名はこれ！みたいなものがほしい！
みんなに知ってほしい！



安心なまち

会社を立ち上げたりしたいときに、
サポートが手厚いといいなあ。

こどもがすくすく育つまち

子育てしやすい！
公園がいっぱいほしい！

*若者からの意見聴取（令和5年度実施「ぷらっとカフェ」）



こども・若者の困りごとを解決するためにどんなことが必要だろう？



繋がり 見守る 地域づくり

多くの人と話す場所を充実させる
人とのかかわりを増やすことができる教育活動を推進
高校生・大学生に手伝ってもらう

人口増加に対して 地域・民間・行政が手を取り合い
サポートすることで、こどもたちが安心安全に育つえびな

道路や公園の整備を進める 相談のハードルを下げる
民間企業と連携した居場所づくりを推進



もっとこどものことを知って
みんなで子育てしようよ！

こどもの人権についてもっと知ってもらう
保育所なども連携して保護者支援に取り組む

*子ども・子育て会議委員のワークショップ（令和6年3月実施）

2 基本理念

みんなでつくる こどものみらい えびなのみらい

子どもの権利条約において、こどもは守られる対象であるだけでなく『権利を持つ主体』であると明記されています。大人や行政が「こども・若者のため」と一方的に考えるのではなく、こども・若者自身が海老名市の一人の市民として意見を主張できるよう、大人はこども・若者が意見を言える環境を整え、ともに考えていくことが求められています。

『みんなでつくる』には、こども・若者も含めた海老名市民全員が主体となり、希望と可能性に満ちた未来を創造するというメッセージを込めました。特にこども・若者は、未来の海老名を支える主役であり、その声をしっかりと聴き、施策に反映・検討することで、楽しく明るい社会の基盤を築くことができると考えます。また、地域・民間・行政がつながり、こども・若者が安全・安心に成長できる環境を

『みんなでつくる』ことは、海老名市全体の活力と連帯感の高まりを生み、さらに魅力あふれるまちになると考えます。

はぐはぐEBINA

HUGHUGえびな宣言に基づき、全てのこども・若者が希望を持って幸せに成長できるよう、笑顔輝く優しい未来をみんなでつくる、そのようなまちを目指して基本理念を設定しました。



はぐはぐEBINA HUGHUGえびな宣言 ～こども・子育てサポート指針～

- ①子どもを産み育てやすい環境を整え安心して子育てができるまちにします
- ②子どもたちが安全に元気に過ごせる環境を作ります
- ③海老名で育つ子どもたちの可能性を広げるための取り組みを進めます



海老名市イメージキャラクター

えび~にゃ

3 基本目標

基本目標Ⅰ【安心えびな】安心してこどもを預けられる保育・教育の環境づくり

- 保護者が安心してこどもを預けられるよう、保育・教育施設の整備を計画的に進め、待機児童の解消に努めます。また、こどもが放課後の時間を豊かに過ごせるよう、安全・安心な居場所を提供します。
- 病児・病後児保育や一時預かり事業など多様な保育ニーズへの対応に向け、実施施設の確保や利便性の向上などを推進します。

基本目標Ⅱ【健やかえびな】こどもを健やかに産み育てられる切れ目のない支援の充実

- 出産・育児不安を軽減し、健やかにこどもを産み育てられるよう、妊婦健康診査や乳幼児健康診査などを通じて切れ目のない支援を行います。
- 妊娠・出産・子育て等、こども・若者の成長段階に沿った情報提供や相談体制を充実させ、正しい知識の普及を図ります。
- 安心して子育てできるよう、子育てや教育に関する経済的支援の充実を図ります。

基本目標Ⅲ【きらめきえびな】こども・若者の可能性を広げる機会の充実

- こども・若者が豊かな人間性・社会性を身につけ、健やかに自立できるよう、探究活動や様々な人との交流機会などを提供します。
- こども・若者が自ら SOS を出したり、セルフケアをしたり、適切なサポートを受けたりできるよう、健やかな心身の育成支援を図ります。
- ひきこもりやニートの状態にある人への相談支援や奨学金の給付など、こども・若者が将来に希望を持てるよう支援します。

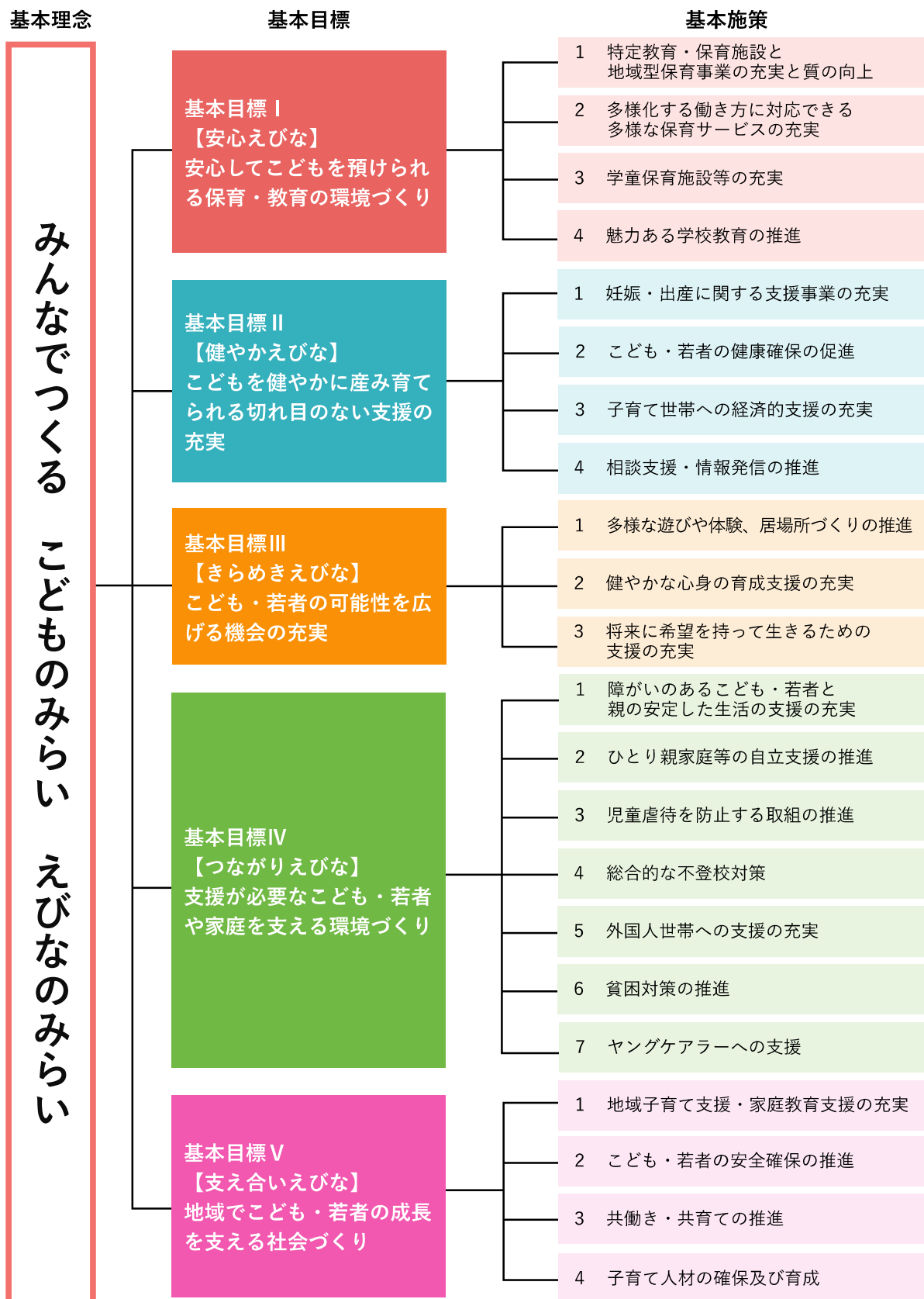
基本目標Ⅳ【つながりえびな】支援が必要なこども・若者や家庭を支える環境づくり

- 障がいのあるこども・若者やひとり親家庭、ヤングケアラーなどが、様々な家庭環境の中で安定した生活を送ることができるよう、必要とされる支援を関係機関と連携して取り組みます。
- 関係機関との連携により児童虐待の発生予防を図るとともに、早期発見・早期対応に努めます。
- 相談支援や学習機会の確保など、総合的な不登校対策に努めます。
- 全てのこども・若者が十分な学習機会や多様な経験を確保し、それぞれの夢に挑戦できるよう、経済的困難等を抱える家庭を支援します。

基本目標Ⅴ【支え合いえびな】地域でこども・若者の成長を支える社会づくり

- こども・若者の成長を地域全体で支えるため、ファミリー・サポート・センター事業など、地域における子育て支援体制を推進します。
- 安全・安心なまちに向けて、地域と連携した見守り・パトロールなど、こども・若者の安全確保を推進します。

4 施策体系



第4節 施策の展開

基本目標

I

【安心えびな】

安心してこどもを預けられる
保育・教育の環境づくり

基本施策	支援事業		掲載ページ
1 特定教育・保育施設と地域型保育事業の充実と質の向上	1	幼稚園充実事業	12
	2	保育所充実事業	12
	3	認定こども園充実事業	12
	4	公立保育園のあり方	13
	5	海老名市合同保育研修会	13
	6	こども誰でも通園制度	13
2 多様化する働き方に対応できる多様な保育サービスの充実	7	病児・病後児保育	14
	8	一時預かり事業	14
	9	延長保育事業	14
	10	子育て短期支援事業	15
	11	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	15
	12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	15
3 学童保育施設等の充実	13	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	16
	14	放課後子ども教室（あそびっ子クラブ・まなびっ子クラブ）	16
4 魅力ある学校教育の推進	15	授業改善の実践	17
	16	男女平等教育の充実	17
	17	インクルーシブ教育推進事業	17

基本施策 1 特定教育・保育施設と地域型保育事業の充実と質の向上

海老名市の就学前児童数は、増加が続くと見込まれています。保護者が安心してこどもを預けられるよう、保育・教育サービスのニーズを踏まえて施設整備を計画的に進めるなど、待機児童の解消に努めます。また、こどもに関わる者への研修会を開催するなど、市全体の保育の質の向上に努めます。

支援事業No.	1	幼稚園充実事業				保育・幼稚園課	
事業概要	幼稚園については、一定のニーズが見込まれます。市では、少しでも多くの児童が受け入れられる状況を確保できるよう取り組みます。教育時間終了後の預かり保育等の様々なニーズによる保育に対して運営費を助成し、待機児童解消のための環境整備を行います。						
計画の指標となるもの	教育時間での保育を希望する児童数の見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		1,869人	1,869人	1,869人	1,869人	1,869人	
5年間の方向性	今後も一定のニーズが見込まれるため、そのニーズを満たすべく、運営費を助成しながら供給数を維持します。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
	●					●	

支援事業No.	2	保育所充実事業				保育・幼稚園課	
事業概要	新規保育所の設立や既存保育所の定員拡大など、少しでも多くの児童が受け入れられる状況を確認できるような取組を行うことで、待機児童解消のための環境整備を推進します。						
計画の指標となるもの	保育所等の需給差	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		166人	373人	627人	577人	715人	
5年間の方向性	毎年新規保育所設置を進めていますが、保育需要に追いついていないため、更なる新規保育所設置の協議を進めます。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
	●					●	

支援事業No.	3	認定こども園充実事業				保育・幼稚園課	
事業概要	既存幼稚園の認定こども園への移行により、保育が必要な児童を少しでも多く受け入れられる状況を確保できるような取組を行うことで、待機児童解消のための環境整備を推進します。また、認定こども園への移行に必要な支援を行うとともに、利用者に対して広く認定こども園の理解を深めるための周知に努めます。						
計画の指標となるもの	保育所等の需給差	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		166人	373人	627人	577人	715人	
5年間の方向性	今後、市内幼稚園が認定こども園へ移行する意向がある場合は、随時移行相談に応じます。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
	●					●	

支援事業No.	4	公立保育園のあり方			保育・幼稚園課	
事業概要	待機児童の解消を図るため、保育園の定員拡大を鋭意進めています。少子化の進展により、将来的に保育需要の減少が見込まれます。このため、定員調整、老朽化対策、民間活力の活用などを総合的に推進するため、公立保育園の統廃合や民営化を図ります。					
計画の指標となるもの	公設公営保育所の数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		4か所	4か所	4か所	3か所	3か所
5年間の方向性	計画通りに令和9年度末に門沢橋保育園を廃園しますが、残りの3園については、地域の状況を鑑みながら維持します。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者	

支援事業No.	5	海老名市合同保育研修会				保育・幼稚園課	
事業概要	保育の質の確保・向上に向けた取組が実効性のあるものとなるよう、こどもに関わる者が共通理解を持って主体的、継続的、協同的に改善・充実を図ることを目的とし、海老名市内の幼稚園、保育施設等に勤める者に向けた研修会を開催することで、教育・保育施設及び地域型保育施設の相互連携の推進あるいは市内教育・保育施設と小学校等との円滑な接続の推進など相互連携に努めます。						
計画の指標となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年間の方向性	園数が増える中、保育の質の向上が必要となっているため、継続的に研修を開催します。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	

支援事業No.	6	こども誰でも通園制度				保育・幼稚園課	
事業概要	令和8年度から全ての自治体で実施とされており、保育所などの利用要件を緩和し親が就労していても時間単位などで生後6か月から3歳未満の児童を預けられるようにする新たな通園制度です。市として待機児童が解消していない中で、本制度の利用には慎重に対応する必要があります。						
計画の指標となるもの	利用定員数／月	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		0人	25人	25人	46人	47人	
5年間の方向性	待機児童が解消していない中での新制度開始となるため、慎重に状況を見極めながら、ニーズに対応します。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
	●					●	

基本施策2 多様化する働き方に対応できる多様な保育サービスの充実

女性の就業率が上昇していることから、多様化する働き方に対応できる保育サービスが求められます。引き続き、病児・病後児保育の受け入れ態勢の強化や、一時預かり保育・延長保育等の多様なサービスの確保など、仕事と子育ての両立支援に努めます。

支援事業No.	7	病児・病後児保育			保育・幼稚園課	
事業概要	小規模保育施設（ほほえみさくら保育園）に併設する、病児・病後児保育室（ほほえみルーム）で病気中の生後6か月から小学6年生までの児童を一時的に預かります。保護者が就労しているなど、家庭での保育が困難である方が利用の対象となる事業です。					
計画の指標となるもの	利用人数（延べ人数）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		738人	732人	735人	738人	744人
5年間の方向性	今後も利用者のニーズを踏まえて病児・病後児保育事業の安定した運営を継続し、更なる利便性の向上に努めます。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者
	●	●				●

支援事業No.	8	一時預かり事業				保育・幼稚園課	
事業概要	海老名市内の保育所において、一時預かり事業を実施しています。自宅保育者以外にも保育所待機者の代替施設としてのニーズもあることから、各保育所での一時預かり事業を支援します。						
計画の指標となるもの	利用回数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		9,629回	10,530回	11,551回	11,678回	12,072回	
5年間の方向性	今後も利用者の様々なニーズに対応し、一時預かり事業を安定して実施していけるよう支援を継続します。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
	●					●	

支援事業No.	9	延長保育事業				保育・幼稚園課	
事業概要	海老名市内の公立・私立保育所及び認定こども園において、延長保育事業を実施しています。今後も保護者のニーズ等から一定の利用希望者が見込まれるため、各保育所での延長保育事業を支援します。						
計画の指標となるもの	利用人数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		979人	1,070人	1,174人	1,187人	1,227人	
5年間の方向性	今後も利用希望者に対して、延長保育事業の提供を継続していけるよう支援します。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
	●					●	

支援事業No.	10	子育て短期支援事業				子育て相談課	
事業概要	保護者の疾病、仕事等により、家庭での養育が一時的に困難となったこどもを対象に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護します。						
計画の指標となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年間の方向性	利用相談がある場合には、関係機関と連携して取り組みます。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
	●	●				●	

支援事業No.	11	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業				保育・幼稚園課	
事業概要	各施設の設置基準や職員配置基準など、新規事業者には様々な対応が求められることから、新規参入希望事業者からの相談等に対応し、新規認可保育所の設置を促進します。						
計画の指標となるもの	新規の認可保育所の設置数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		認可3園	認可4園	認可4園	認可1園	認可1園	
5年間の方向性	海老名駅周辺地域において保育需要が急増しており、毎年認可保育所設置を進めています。まだ保育需要に追いついていないことから、更なる認可保育所設置に向けて協議を進めます。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
	●					●	

支援事業No.	12	実費徴収に係る補足給付を行う事業				保育・幼稚園課
事業概要	保護者の世帯所得の状況等から、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき副食費、日用品、文具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用の一部を助成します。					
計画の指標となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年間の方向性	今後も、対象世帯が円滑に特定教育・保育施設等の利用が行えるよう、継続して事業を実施します。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者
	●					●

基本施策 3 学童保育施設等の充実

共働き家庭が増えていることから、こどもの放課後の居場所のニーズが高まっています。こどもが多様な体験・活動を行いながら放課後の時間を豊かに過ごすことができるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営を通じて、安全・安心な居場所を提供します。

支援事業No.	13	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）				学び支援課	
事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に通うこどもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。						
計画の指標となるもの	施設定員数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		2,150人	2,181人	2,212人	2,243人	2,274人	
5年間の方向性	放課後児童クラブの需要は、大規模開発によって今後不足が生じる地域と、少子化の影響により余剰が生じる地域があり、偏在化が見込まれます。このことから、放課後児童クラブを必要とする地域に適切に供給できるよう配置します。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
		●				●	

支援事業No.	14	放課後子ども教室（あそびっ子クラブ・まなびっ子クラブ）				学び支援課	
事業概要	放課後の居場所づくりとして、市内 13 小学校の体育館や校庭を開放してこどもたちに自由あそびができる場を提供します。各校多少の差がありますが、13 校ほぼ毎日開催しています。						
計画の指標となるもの	参加児童数（延べ人数）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
		45,000 人	45,000 人	45,000 人	45,000 人	45,000 人	
5 年間の方向性	放課後のこどもの居場所として継続して開催ができるよう、地域や保護者の方の協力を得ながら事業を進めます。また、放課後児童クラブとの連携についても模索します。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
		●					

基本施策4 魅力ある学校教育の推進

こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全・安心に過ごしながら他者とのかわりの中で育つ、大切な居場所の一つです。一人一人の可能性を伸ばしていけるよう、多様性に対応した学びの機会を創出します。また、「誰ひとり取り残さない教育」を目指し、インクルーシブ教育を推進します。

支援事業No.	15	授業改善の実践				教育支援課	
事業概要	こどもたち一人一人の学びを保障するべく多様な学びの場と指導・支援方法の実践により、「主体的・対話的で深い学び」を追究し、授業改善を継続します。						
計画の指標となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年間の方向性	第4期えびなっこしあわせプランの理念・目標を踏まえ、授業改善実践推進委員会において、「主体的・対話的で深い学び」に加えて、「個別最適な学び」「協働的な学び」を追究し、取組を進めます。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
		●					

支援事業No.	16	男女平等教育の充実					教育支援課
事業概要	学校教育において、人権教育の一環として男女平等教育を推進します。						
計画の指標となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年間の方向性	「中学校人権講演会」を市立中学校で行い、人権教育の推進と啓発活動の充実を図ります。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
		●					

支援事業No.	17	インクルーシブ教育推進事業			教育支援課	
事業概要	児童・生徒が「ひびきあう教育」の理念のもとに、「誰ひとり取り残さない教育」を目指し、インクルーシブ教育を推進します。個別教育支援計画の作成を通じた教育的ニーズの適切な把握のもとに、多様性に対応した、学びやすい環境、分かりやすい授業、安全で安心できる居場所を整えます。					
計画の指標となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年間の方向性	支援を必要とする児童・生徒が、安心して、充実した学校生活が送れるよう、支援体制の整備・充実を図ります。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者	
		●				

【健やかえびな】

こどもを健やかに産み育てられる
切れ目のない支援の充実

基本施策	支援事業	掲載 ページ
1 妊娠・出産に関する 支援事業の充実	18 妊婦健康診査	19
	19 妊婦歯科健康診査	19
	20 乳児家庭全戸訪問事業	19
	21 プレパパ・ママ教室	20
	22 特定不妊治療（先進医療）費助成事業	20
	23 不育症治療費助成事業	20
	24 産後ケア事業	21
	25 産婦健康診査事業	21
	26 妊婦のための支援給付金	21
	27 妊婦等包括相談支援事業	22
2 こども・若者の 健康確保の促進	28 乳幼児健康診査	23
	29 家庭訪問	23
	30 育児相談	23
	31 親と子の相談支援事業	24
	32 健康診査事後指導事業	24
	33 乳幼児予防接種	24
	34 離乳食講座	25
	35 むし歯予防講座	25
	36 子ども医療費助成事業	25
	37 児童運動能力測定	26
3 子育て世帯への 経済的支援の充実	38 新生児聴覚検査事業	26
	39 子育て・子育て応援事業	27
	40 教材費支援事業	27
4 相談支援・情報発信の 推進	41 修学旅行保護者負担軽減補助金交付事業	27
	42 子育て情報発信事業	28
	43 子育て支援センター	28
	44 地域版子育て支援センター	28
	45 こども家庭相談室	29

基本施策 1 妊娠・出産に関する支援事業の充実

妊娠・出産の時期は、ホルモンのバランスや、つわり等の影響で心身の変化が大きくみられます。母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、妊婦健康診査や相談支援など妊娠期からの切れ目のない支援を行い、安心して出産できる環境づくりを推進します。

支援事業No.	18	妊婦健康診査			こども育成課	
事業概要	安心して出産できるよう、妊婦の健康管理とともに、新生児の疾病や異常の早期発見の機会となるよう、妊婦健康診査を実施します。神奈川県産婦人科医会に委託し、妊婦が県内の産科等医療機関において健診を受けた際の費用の一部を補助します。					
計画の指標となるもの	交付枚数（延べ人数）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		12,362 件	12,407 件	12,453 件	12,453 件	12,498 件
5年間の方向性	妊婦健康診査受診率向上のため、引き続き経済的支援に努めます。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者
	●					●

支援事業No.	19	妊婦歯科健康診査				こども育成課	
事業概要	妊娠中は、むし歯や歯周病などが悪化しやすく、歯周病は早産等の原因となることがあるため、口腔内の異常の早期発見の機会となるよう、妊婦歯科健康診査を実施します。市内歯科医療機関へ委託し、妊娠中無料（１回）で受診できます。						
計画の指標となるもの	受診人数	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
		439 人	440 人	442 人	442 人	443 人	
5 年間の方向性	歯周病は、早産等の原因となることがあるため、口腔内の異常の早期発見に努めます。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	

支援事業No.	20	乳児家庭全戸訪問事業				こども育成課	
事業概要	4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育ての不安や悩みの相談を聞き、子育て支援に必要な情報提供を行い、地域の中でこどもが健やかに成長できるよう支援します。委託助産師や市の保健師、主任児童委員が家庭を訪問します。						
計画の指標となるもの	訪問件数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		1,094 件	1,098 件	1,102 件	1,102 件	1,106 件	
5年間の方向性	妊産婦と新生児、乳幼児とその保護者の健康保持のため、親子の健康の保持、育児支援及び健康診査の事後指導として、訪問指導を行い母子保健の向上を図ります。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
	●					●	

支援事業No.	21	プレパパ・ママ教室				こども育成課
事業概要	初めて母親、父親になるご家庭を対象に、妊娠中の不安を軽減し、安全な出産・育児ができるように、プレパパ・ママ教室を実施します。助産師、保健師、歯科衛生士、栄養士が支援します。					
計画の指標となるもの	参加人数（延べ人数）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		576人	576人	576人	576人	576人
5年間の方向性	妊娠中の不安を軽減し、安全な出産・育児ができるように支援します。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者
	●					●

支援事業No.	22	特定不妊治療（先進医療）費助成事業				こども育成課
事業概要	不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用の特定不妊治療と併用して先進医療を受けられた夫婦に対し、先進医療に係る費用の一部を助成します。					
計画の指標となるもの	助成件数（延べ人数）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		240件	240件	240件	240件	240件
5年間の方向性	特定不妊治療は令和4年度から保険適用となりましたが、妊娠の可能性を上げるため先進医療を併用する方は今後増加する見込みです。市民のニーズもあることから継続して助成を行います。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者	
					●	

支援事業No.	23	不育症治療費助成事業				こども育成課
事業概要	不育に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不育症の診断後に実施した医療保険適用外の不育症治療を受けられた夫婦に対し、治療費の一部を助成します。					
計画の指標となるもの	助成件数（延べ人数）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		4件	4件	4件	4件	4件
5年間の方向性	不育症は1回の治療期間が長期に及び経済的負担も大きいため、継続して助成を行います。					
ライフステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者	
					●	

支援事業No.	24	産後ケア事業				こども育成課
事業概要	心身ともに不安定になりやすい出産後の一定期間に支援を必要とする母子に対して、助産師等の専門職が居宅を訪問又は医療機関にて育児に関する支援を行います。					
計画の指標となるもの	利用件数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		365 件	367 件	368 件	368 件	369 件
5年間の方向性	母親の身体的回復と心理的安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、安心して健やかな子育てができるよう支援します。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者
	●					●

支援事業No.	25	産婦健康診査事業				こども育成課
事業概要	出産後間もない産婦に係る母体の健康機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等を行うための産婦健康診査に係る費用の一部を助成することで、受診を促進し、産後うつの予防、新生児に対する虐待予防等を図ります。					
計画の指標となるもの	受診件数（延べ人数）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		1,442件	1,445件	1,448件	1,452件	1,452件
5年間の方向性	産婦の母体の健康機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握を目的に、継続的に経済的支援を行い、受診率向上に努めます。					
ライフステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者	
					●	

支援事業No.	26	妊婦のための支援給付金				こども育成課	
事業概要	妊婦であることの認定後に5万円を支給します。その後、妊娠しているこどもの人数の届出後に妊娠しているこどもの人数×5万円を支給します。妊娠等包括相談支援事業等の支援を組み合わせる行うことにより、総合的な支援を行います。						
計画の指標となるもの	支給件数（延べ人数）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		2,400 件	2,400 件	2,400 件	2,400 件	2,400 件	
5年間の方向性	子ども・子育て支援法に基づき給付を行います。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者		
					●		

支援事業No.	27	妊婦等包括相談支援事業				こども育成課
事業概要	妊婦及びその配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行います。妊婦のための支援給付と組み合わせて行うことにより、総合的な支援を行います。					
計画の指標となるもの	面談・訪問件数（延べ件数）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		2,144 件	2,252 件	2,256 件	2,260 件	2,264 件
5年間の方向性	児童福祉法に基づき支援を行います。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者
	●					●

基本施策2 こども・若者の健康確保の促進

乳幼児期は健康づくりの基礎が培われる大切な時期で、主に家庭での生活習慣が大きく影響します。各発達段階での健康診査や講座・教室などを通して、母子の心身の健康確保に努めます。また、こども・若者が安心して必要な医療を受けられるよう、子ども医療費助成事業を継続します。

支援事業No.	28	乳幼児健康診査				こども育成課	
事業概要	こどもの健やかな成長を願って、4 か月児、8 か月児、1 歳 6 か月児（内科・歯科）、2 歳児歯科、3 歳 6 か月児（内科・歯科）の健康診査を行います。8 か月児健康診査、1 歳 6 か月児健康診査（内科・歯科）は、委託医療機関にて個別で実施します。						
計画の指標となるもの	各健診の受診率	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
	4 か月児	100%	100%	100%	100%	100%	
	8 か月児	100%	100%	100%	100%	100%	
	1 歳 6 か月児	100%	100%	100%	100%	100%	
	2 歳児	100%	100%	100%	100%	100%	
	3 歳 6 か月児	100%	100%	100%	100%	100%	
5 年間の方向性	こどもの健やかな成長を願って、健康診査を実施します。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	

支援事業No.	29	家庭訪問				こども育成課	
事業概要	助産師や保健師、栄養士が乳幼児のいる家庭を訪問し、妊産婦及び乳幼児の健康、育児や母乳についての相談、育児の悩み、こどもの発達についての相談を聞き、必要な支援や情報提供を行います。						
計画の指標となるもの	訪問件数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		3,031 件	3,042 件	3,053 件	3,053 件	3,065 件	
5年間の方向性	妊産婦と新生児、乳幼児とその保護者の健康保持のため、親子の健康の保持、育児支援及び健康診査の事後指導として、訪問指導を行い母子保健の向上を図ります。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
	●					●	

支援事業No.	30	育児相談			子育て相談課	
事業概要	同年齢のこどもを持つ親同士が共通の話題や情報交換などをしながら交流できる年齢別サロンにおいて、保健師や栄養士、歯科衛生士などの専門職がこどもの発達や育児に関する悩みなどの相談に応じます。					
計画の指標となるもの	利用者数（延べ人数）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		1,568人	1,570人	1,580人	1,584人	1,588人
5年間の方向性	少子化や核家族化により孤独や不安を感じながら子育てをしている保護者が、気軽に集い、自由に遊びながら交流や情報交換をして育児に関する不安や悩みを解消できるよう、引き続き相談体制の充実を図ります。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者
	●					●

支援事業No.	31	親と子の相談支援事業				こども育成課
事業概要	こどもの発達（言葉、動作）、子育ての不安や悩み、気になるくせなどの様々な相談をする場所として、親と子の相談支援事業を実施します。公認心理師、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士の専門の相談員が相談に応じます。					
計画の指標となるもの	相談件数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		870件	870件	870件	870件	870件
5年間の方向性	相談の希望者が年々増加しているため、相談体制の整備を図りながら、引き続き、こどもの発達、子育ての不安や悩み等の様々な相談に応じていきます。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者
	●					●

支援事業No.	32	健康診査事後指導事業				こども育成課
事業概要	心身の発達が気になるこどもや育児不安がある親子に対し、より良い親子関係を育み、幼児の健やかな発達を促すため、乳幼児健康診査の事後指導を実施します。保健師、保育士、公認心理師、栄養士が従事しています。					
計画の指標となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年間の方向性	心身の発達や育児不安がある方へ保健師、保育士、公認心理師、栄養士などの専門職が継続して相談に応じていきます。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者	
	●				●	

支援事業No.	33	乳幼児予防接種				こども育成課	
事業概要	予防接種法に基づく「定期接種」のワクチンを、各委託医療機関で無料接種することができます。 また、予防接種スケジュールの自動作成などの機能が付いた携帯アプリ「母子モ」を活用します。						
計画の指標 となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年間の 方向性	必要な予防接種が継続的に実施できるように努めます。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
	●	●		●			

支援事業No.	34	離乳食講座			子育て相談課	
事業概要	乳児の発育や発達に合わせ、離乳食を始めるタイミングや量、大人の料理からの取り分け方などを学べる場を提供します。また、講座の後半では栄養士を囲んでの質問タイムや親同士の情報交換を実施します。					
計画の指標となるもの	利用者数（延べ人数）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		356人	357人	359人	360人	361人
5年間の方向性	感染症対策にも配慮しながら、できる限り試食の機会を設け、離乳食の2回食と3回食を始めたご家庭を支援します。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者
	●					●

支援事業No.	35	むし歯予防講座				子育て相談課	
事業概要	おおむね 1 歳前後の乳幼児と保護者を対象に、仕上げみがきの方法やむし歯になりにくい食事習慣、生活習慣を歯科衛生士と栄養士から学べる場を提供します。						
計画の指標となるもの	利用者数（延べ人数）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
		146 人	146 人	147 人	147 人	147 人	
5 年間の方向性	引き続き、乳幼児期の歯に関する疑問や悩みに丁寧に、かつ効率的に情報提供を行います。また、一般的な Q&A をホームページに掲載するだけでなく、SNS を活用した周知方法についても検討します。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
	●					●	

支援事業No.	36	子ども医療費助成事業				国保医療課
事業概要	0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの市内在住のこどもが、ケガや病気などで医療機関にかかったときの医療費を助成します。所得制限はありません。					
計画の指標となるもの	対象者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		20,500人	20,500人	20,500人	20,500人	20,500人
5年間の方向性	子育て世帯の経済的負担を軽減し、こどもたちが安心して必要な医療を受けられるよう、継続して事業を実施します。将来にわたり事業を継続できるよう、様々な方策の検討を行います。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者	
	●	●			●	

支援事業No.	37	児童運動能力測定				文化スポーツ課	
事業概要	児童の体力・運動能力の向上を目的に、児童の運動能力測定を実施し、今後の運動能力向上についての意識づけとしてまいります。						
計画の指標となるもの	参加者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		約500人	約500人	約500人	約500人	約500人	
5年間の方向性	市と指定管理者が共同開催を目指すとともに、運営に携わる団体と協議を進めながら参加者の増加を図ります。						
ライフステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者		
		●					

支援事業No.	38	新生児聴覚検査事業				こども育成課	
事業概要	新生児等の聴覚障がい早期発見及び早期療育を図るための新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成することで、受検を促進し、経済的負担の軽減を図ります。						
計画の指標となるもの	受検人数（延べ人数）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		536人	538人	540人	540人	542人	
5年間の方向性	聴覚障がい早期発見及び早期療育を図ることを目的に、受検率向上のため、経済的支援に努めます。						
ライフステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
	●					●	

基本施策3 子育て世帯への経済的支援の充実

国内では物価高騰が続いており、ニーズ調査でも、経済的支援についてさらに充実して欲しいという声が多く、子育て世帯の経済的負担感の大きさがうかがえます。安心して子育てができるよう、現在行っている経済的支援をより一層充実させるとともに、新たな支援の方策を検討します。

支援事業No.	39	子育て・子育て応援事業				こども育成課	
事業概要	海老名市に住んでいただいていることへの感謝と、こどもが成長している喜びを伝えるため、出生児と各乳幼児集団健診受診対象者へ紙オムツや衛生用品などのお祝い品を贈呈します。						
計画の指標となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年間の方向性	事業を継続して実施し、子育て世帯のニーズを汲みながらお祝い品の内容の見直しを定期的に行うことで、引き続き海老名市に住む子育て世帯を応援します。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
	●					●	

支援事業No.	40	教材費支援事業				就学支援課	
事業概要	小・中学校に通学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、全児童・生徒を対象に教材費を無償化します。						
計画の指標となるもの	対象人員	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		10,908人	10,974人	11,033人	11,091人	11,093人	
5年間の方向性	学年ごとに公費負担の上限金額を設定した上で、学年に合った助成を行い、事業を継続して実施することで、保護者の負担軽減を図ります。また、私立学校に通う児童・生徒にも支給します。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
		●				●	

支援事業No.	41	修学旅行保護者負担軽減補助金交付事業			教育支援課	
事業概要	海老名市立小・中学校が実施する修学旅行に参加する、海老名市在住の小学校6年生の児童の保護者及び中学3年生の生徒の保護者に対し、小学校6年生の参加児童一人あたり上限 10,000 円、中学校3年生の参加生徒一人あたり上限 15,000 円を交付します。					
計画の指標となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年間の方向性	児童・生徒の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、事業を継続します。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者	
		●			●	

基本施策4 相談支援・情報発信の推進

ニーズ調査から、子育て中に孤独や孤立を感じる方が一定数存在することがうかがえます。悩みや困りごとを一人で抱え込むことがないよう、子育て支援センター、こども家庭相談室、地域版子育て支援センター「はぐはぐ広場」等を活用し、気軽に相談できる機会と場所を提供します。また、必要な情報が必要な方に届くよう情報発信の充実を図ります。

支援事業No.	42	子育て情報発信事業				こども育成課	
事業概要	妊娠中の方から就学前児童のいる世帯までの全世帯に、子育てガイドブック「えびな健康だよりSUKUSUKU」を配布します。携帯アプリ「母子モ」を通じて子育てに関する情報を発信し、子育てに関する行政情報等を積極的に発信し、周知を図ります。						
計画の指標となるもの	子育てガイドブックの配布部数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		9,000部	9,000部	9,000部	9,000部	9,000部	
5年間の方向性	子育てに関する情報を漏れなく届けることができるよう、「見やすさ」「調べやすさ」をキーワードに努めます。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
	●					●	

支援事業No.	43	子育て支援センター				子育て相談課	
事業概要	子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、様々なサロンや育児に関する講座、季節に合わせたイベントなどを通して、親子の交流促進や子育てに関する相談支援、各地域に関する情報提供などを実施します。						
計画の指標となるもの	利用者数（延べ人数）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		30,296人	30,340人	30,527人	30,606人	30,686人	
5年間の方向性	こども家庭相談室やこども育成課などと連携し、専門的な相談にも的確に対応できる体制を維持しながら、一人でも多くの親子が繰り返し来所してくれるような魅力ある事業の充実を図ります。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
	●					●	

支援事業No.	44	地域版子育て支援センター			子育て相談課	
事業概要	市立子育て支援センターから遠距離の地区にお住まいで、なかなか来所できない親子のために、より身近で地域に根差した地域版子育て支援センター「はぐはぐ広場」を開設しています。民間事業者のアイデアやノウハウを取り入れ、特色あるものとするため、事業運営を委託しています。					
計画の指標となるもの	利用者数（延べ人数）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		13,188人	13,207人	13,288人	13,323人	13,358人
5年間の方向性	国の開設想定数である中学校区に1か所ずつの開設ができるよう、海老名駅西側を始めとした計画的な増設を目指します。また、子育て支援センター間での情報交換や連携を密にし、市内全域における子育て支援の拠点として、機能の充実を図ります。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者
	●					●

支援事業No.	45	こども家庭相談室				子育て相談課	
事業概要	子育ての不安、イライラしてこどもにあたってしまう等の子育ての悩みについて相談員が相談を受けつけます。						
計画の指標となるもの	相談（電話・来庁）件数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		1,668 件	1,671 件	1,681 件	1,686 件	1,690 件	
5年間の方向性	引き続き、丁寧な相談・面談を行い、多様化する相談者のニーズに対応できるよう、相談体制を確保します。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
	●	●				●	

基本目標



【きらめきえびな】

こども・若者の可能性を
広げる機会の充実

基本施策	支援事業		掲載 ページ
1 多様な遊びや体験、 居場所づくりの推進	46	小学校スポーツ大会の実施	31
	47	海老名市・白石市・登別市少年少女スポーツ交流 事業	31
	48	ユース・ぶらっとフォーム事業	32
	49	二十歳の祝典	32
2 健やかな心身の 育成支援の充実	50	こどもセンター連携会議	33
	51	自殺予防教育の導入	33
	52	海老名市 DV・女性相談	33
	53	社会を明るくする運動	34
3 将来に希望を持って 生きるための支援の充実	54	ひきこもり相談支援事業	35
	55	海老名市奨学生	35

基本施策 1 多様な遊びや体験、居場所づくりの推進

こども・若者が自分たちのやりたいことを実現できるよう、社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力を身につけることが大切です。家庭や学校とは異なる人との交流の場や探究活動、こども・若者が中心となって企画運営できる場など、様々な体験の機会を提供します。また、一人一人が生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、スポーツ大会や他市との交流事業などを行います。

支援事業No.	46	小学校スポーツ大会の実施				教育支援課	
事業概要	こどものスポーツに対する興味、自己記録への関心、意欲の向上を図るための小学校連合運動会を開催します。						
計画の指標となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年間の方向性	連合運動会において他校の児童と交流することにより、自己記録への関心、中学校での友達づくりに大きな役割を担っています。今後も児童が安全に取り組み、より充実した交流活動ができるよう努めます。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
		●					

支援事業No.	47	海老名市・白石市・登別市少年少女スポーツ交流事業				文化スポーツ課	
事業概要	海老名市の姉妹都市である白石市を訪問し、歴史や文化を学び、スポーツを通じて仲間との協調性、自主性を養うことを目的として、毎年違う種目でのスポーツ交流を行います。						
計画の指標となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年間の方向性	姉妹都市や災害協定都市などの所管課と連携を取りながら、少年少女スポーツ交流事業を実施します。						
ライフステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
		●					

支援事業No.	48	ユース・ぷらっとフォーム事業				学び支援課	
事業概要	高校生や大学生の年代の方を中心に自分たちがやりたいことの探究活動の場を提供します。海老名の良さを伝え、人とつながるイベントを企画することや、地域や学校で活動するボランティア等に参加することで、自身がさらに次の世代のメンターとなるための活動を支援することを目的とします。						
計画の指標となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年間の方向性	より多くの若者が関われる場となるよう、若者たち自身の声を聴きながら事業を進めます。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
				●			

支援事業No.	49	二十歳の祝典				学び支援課	
事業概要	20 歳の新しい門出を祝福し、社会人としての自覚を高めるために、毎年、成人の日に式典を実施します。対象者の中から有志で実行委員会を設け、式典の企画・運営を行います。						
計画の指標となるもの	式典への参加率	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
		77%	77%	77%	77%	77%	
5 年間の方向性	近年対象者数の増加により 1 部制ではホールの収容人数を超えてしまう恐れがあるため、2 部制で実施します。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
				●			

基本施策2 健やかな心身の育成支援の充実

学童期・思春期は、学校生活や家庭の中で健康に関する知識を習得し、自らの健康や生活習慣を意識する時期です。自分の状況に応じてSOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、健やかな心身の育成支援を図ります。また、非行を防止し、犯罪などから身を守るための意識啓発や活動を行います。

支援事業No.	50	こどもセンター連携会議				こども育成課	
事業概要	こどものライフステージに合わせた切れ目のない支援を実現させるため、福祉と教育を縦割りとし、こどもセンター連携会議等を通じて連携体制の充実を図ります。						
計画の指標となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年間の方向性	HUGHUG ゾーンとして更なる機能を図ることを目的とし、必要なときに随時開催して連携体制を密にします。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者		
	●	●	●		●		

支援事業No.	51	自殺予防教育の導入			教育支援課	
事業概要	問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、研修体制を充実させます。教職員向け研修の中で自殺問題及び支援先に関する情報を提供することにより、こどもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めます。					
計画の指標となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年間の方向性	研修体制の充実と情報提供を継続し、こどもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めます。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者		
		●	●			

支援事業No.	52	海老名市 DV・女性相談				市民相談課	
事業概要	生活上の女性の諸問題について助言を行い、適切な支援へつなぎます。また、女性に対するパートナー等からの暴力被害の相談を受けて支援を行い自立の促進を図ります。						
計画の指標となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年間の方向性	困難な問題を抱える女性の相談を行います。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者		
			●		●		

支援事業No.	53	社会を明るくする運動				福祉政策課	
事業概要	犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、立ち直りを支えられる地域づくりを推進します。						
計画の指標となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年間の方向性	街頭啓発キャンペーンや講演会、えびな市民まつり等で啓発活動を継続的に実施します。						
ライフステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者		
		●	●				

基本施策3 将来に希望を持って生きるための支援の充実

こども・若者が将来に希望を持って生きられるまちをつくることは、少子化や人口減少の流れを変え、まちの持続可能性を高めることにつながります。誰もが幸せに暮らせるまちを目指し、ひきこもりやニートの状態にあたり、人間関係に不安を抱えていたりする人の相談支援を行い、適切なサポートにつなぎます。また、こども・若者が家庭の経済状況にかかわらず、夢や希望を持って、進学や就業など自らのライフイベントを選択できるよう、奨学金を給付します。

支援事業No.	54	ひきこもり相談支援事業				生活支援課	
事業概要	ひきこもり等、社会的困窮者（20 歳～）が抱える悩みに対し相談支援（アウトリーチ支援含む）や当事者のための居場所づくりなどを行うことで、社会及び当事者同士のつながりをつくる環境を醸成します。						
計画の指標となるもの		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	居場所の開催回数	4回	4回	5回	5回	5回	
	講座・講演会等の開催回数	1回	1回	2回	2回	2回	
5年間の方向性	当事者の居場所を継続的に開催することにより社会とつながる機会の創出を行います。また、ひきこもり等、社会的困窮者に対する理解と支援のための講座や講演会等も継続的に開催します。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
				●			

支援事業No.	55	海老名市奨学生				就学支援課
事業概要	経済的理由により、学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専修学校（第3学年まで）、高等専門学校（第3学年まで）への修学などが困難な方に奨学金を給付し、未来の夢や目標の実現を支援します。					
計画の指標となるもの	対象人員	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		70人	70人	70人	70人	70人
5年間の方向性	引き続き事業を継続します。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者	
		●			●	

【つながりえびな】

支援が必要な子ども・若者や家庭を
支える環境づくり

基本施策	支援事業	掲載ページ
1 障がいのある子ども・若者と親の安定した生活の支援の充実	56 児童発達支援事業	37
	57 保育所等訪問支援事業	37
	58 医療的ケア児支援事業	37
	59 放課後等デイサービス事業	38
	60 就学前後の相談支援事業	38
	61 障がい児支援施設機能強化事業	38
	62 障がい児相談支援事業	39
	63 義務教育特別支援教育事業	39
	64 中高生デイサービス事業	39
	65 軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助事業	40
	66 えびなっこサポートファイル普及事業	40
	67 出張療育相談事業	40
	68 障がい児通学支援事業	41
2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	69 ひとり親家庭等家賃助成	42
	70 教育訓練給付金	42
	71 高等職業訓練促進給付金	42
	72 高等学校卒業程度認定試験合格支援制度	43
	73 母子・父子自立支援員による相談事業	43
3 児童虐待を防止する取組の推進	74 養育支援訪問事業	44
	75 虐待防止の相談及び啓発活動	44
4 総合的な不登校対策	76 教育支援センター（えびりーぶ）	45
	77 不登校児童・生徒支援事業（びなるーむ）	45
	78 フリースクール授業料補助制度	45
5 外国人世帯への支援の充実	79 通訳派遣	46
	80 母子健康手帳の多か国語版	46
6 貧困対策の推進	81 スクールライフサポート	47
	82 ライフ・スタディサポート事業	47
	83 こどもの貧困対策推進事業	47
7 ヤングケアラーへの支援	84 ヤングケアラーへの支援	48

基本施策 1 障がいのあるこども・若者と親の安定した生活の支援の充実

障がいのあるこども・若者やその家族が、安心して暮らすことができる地域づくりに向けて、一人一人の障がいの特性や状況に応じた相談や指導が求められます。保健・医療・福祉・教育の各分野が連携し、サービスを円滑に利用できる体制づくりを進めます。

支援事業No.	56	児童発達支援事業				障がい福祉課	
事業概要	就学前児童を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。						
計画の指標となるもの		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	利用日数（延べ日数）	1,620日	1,680日	1,740日	1,800日	1,866日	
	利用人数（延べ人数）	270人	280人	290人	300人	311人	
5年間の方向性	必要な児童への適正量の支給決定を行います。重度心身障がい、医療的ケア等、個別ニーズに対応した事業所の開設相談を受けつけます。居宅訪問児童発達支援提供事業所がないため、利用者のニーズ把握を行うとともにニーズに合わせて実施事業所の確保に努めます。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
	●						

支援事業No.	57	保育所等訪問支援事業				障がい福祉課
事業概要	保育所、幼稚園、小・中学校、特別支援学校等に在籍する障がい児が、他の児童と集団生活に適應できるよう当該施設を訪問し、専門的な支援を行います。					
計画の指標 となるもの		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	利用日数（延べ日数）	30日	35日	40日	45日	50日
	利用人数（延べ人数）	30人	35人	40人	45人	50人
5年間の 方向性	必要な児童への適正量の支給決定を行います。実施事業所の拡充が必要であることから新規開設相談に応じ、見込量の確保に努めます。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者	
	●	●				

支援事業No.	58	医療的ケア児支援事業				障がい福祉課
事業概要	医療的ケア児の支援に向け、対応の入り口となる相談支援の充実など、保健・医療・教育・福祉等が連携した協議の場の仕組みづくりや、障がい児の成長に応じた支援の充実に取り組みます。					
計画の指標となるもの		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	医療的ケア児支援協議会実施回数（年間）	3回	3回	3回	3回	3回
	医療的ケア児支援コーディネーター配置人数	3人	3人	4人	4人	5人
	医療的ケア児への相談支援事業委託	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
5年間の方向性	引き続き協議会を運営し、支援充実や課題解決に向けて取り組みます。医療的ケア児支援コーディネーターの配置を行います。相談支援体制の強化を目指します。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者
	●	●				

支援事業No.	59	放課後等デイサービス事業				障がい福祉課
事業概要	就学児童を対象に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進を図ります。放課後又は長期休暇中に提供します。					
計画の指標 となるもの		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	利用日数（延べ日数）	3,784 日	3,944 日	4,096 日	4,264 日	4,424 日
	利用人数（延べ人数）	473 人	493 人	512 人	533 人	553 人
5年間の 方向性	必要な児童への適正量の支給決定を行います。市内の放課後等デイサービス事業所数は充足していますが、重度心身障がい、医療的ケア等に対応した事業所は不足しているため、個別ニーズへのサービス提供が可能な事業所の開設相談に対応します。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者	
		●				

支援事業No.	60	就学前後の相談支援事業			教育支援課	
事業概要	児童の教育的ニーズや状態、保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門の見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点等から、小学校入学後の支援について相談に応じます。また、入学後も支援については見直し・検討します。					
計画の指標となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年間の方向性	今後もより丁寧に就学相談・面談を行い、保護者と十分な共通理解のもと、就学先を決められるように努めます。令和6年度より運用を開始したえびなっ子支援シートを活用しながら、よりよい支援を考えていけるよう努めます。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者	
	●	●			●	

支援事業No.	61	障がい児支援施設機能強化事業				障がい福祉課
事業概要	「わかば学園」で行う児童発達支援センター機能をさらに強化し、地域の中核的な療育施設として展開します。					
計画の指標となるもの	障がい児支援施設機能強化事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		設備等検討設計	設計・再整備	再整備供用開始	充実	充実
5年間の方向性	障がい児支援の拠点として、障がいの早期発見から療育支援につなぐ役割、地域における中核的な療育の役割を担い、個々の状況や成長段階に応じた支援体制を確保します。隣接することもセンター、教育支援センターと連携し、「HUGHUG ゾーン」として障がいの有無にかかわらず、生きづらさを感じるこどもたちの居場所となるよう努めます。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者
	●	●				

支援事業No.	62	障がい児相談支援事業			障がい福祉課	
事業概要	発達に課題のある児童が児童通所支援等のサービスを利用するにあたり、専門的かつ確な療育支援を受けられるようサービス利用計画書の作成を行います。一定期間ごとにサービス提供体制について検証を行い、必要に応じて計画の再作成を行います。					
計画の指標となるもの	利用人数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		50人	51人	52人	53人	54人
5年間の方向性	児童通所における適正な量の支給決定を行うため、障がい児相談支援体制の強化に取り組みます。見込量確保のため、相談支援専門研修への派遣及び働きかけを強化し、障がい児相談支援事業所の新規指定申請に係る相談に応じ、事業所登録の拡大に取り組みます。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者
	●	●				

支援事業No.	63	義務教育特別支援教育事業				教育支援課	
事業概要	教育的な支援を必要とする児童・生徒に、その発達の特性や状態に応じた多様な教育の場を提供します。						
計画の指標となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年間の方向性	今後も通級する児童・生徒一人一人に適切な支援を行っていくため、教室の拡張や新設、各校への巡回指導型での指導のあり方などを研究します。また、特別支援学級の環境整備に努めます。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
		●					

支援事業No.	64	中高生デイサービス事業				障がい福祉課
事業概要	障がいがある中高生に対し、自立支援、余暇支援を目的とした療育支援を行い、社会に巣立つ準備期間である大切な時期にきめ細やかな活動の場を提供します。					
計画の指標となるもの	中高生デイサービス補助事業所数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		1事業所	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所
5年間の方向性	中高生の年齢にある障がい児を対象にした日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練及び必要な療育相談等、きめ細やかな療育支援を行う事業所に補助を行います。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者	
		●				

支援事業No.	65	軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助事業				障がい福祉課
事業概要	身体障害者手帳の交付対象とならないため、補装具費支給の対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補装具費に準じて補聴器購入費の補助を行います。（所得制限あり）					
計画の指標となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年間の方向性	軽度・中等度難聴時補聴器購入補助に関する迅速かつ適正な支給決定を行います。医師会及び小・中学校、こどもセンターへの制度の周知に努めます。適正な助成を行うため補助率の確保について県への要望を継続します。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者	
	●	●			●	

支援事業No.	66	えびなっこサポートファイル普及事業			障がい福祉課	
事業概要	「えびなっこサポートファイル」とは、一貫した教育や福祉的な支援を受けられるよう、保護者が児童の成育歴を記録するファイルです。ライフステージに沿った、切れ目のない教育・福祉サービスを受けることができるよう、「えびなっこサポートファイル」の普及を進めます。					
計画の指標となるもの	えびなっこサポートファイル 配布場所数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
5年間の方向性	新たに児童通所給付（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を申請する際に、障がい福祉課にて配布をします。					
ライフステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者	
	●	●			●	

支援事業No.	67	出張療育相談事業				障がい福祉課	
事業概要	市内幼稚園、保育所からの要請により、臨床心理士等の専門家を派遣し、保育士及び幼稚園教諭が発達に心配のある児童に適切な対応ができるように適切な療育のための指導・助言を行います。わかば学園に委託して実施します。						
計画の指標となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年間の方向性	臨床心理士等の専門家を派遣し、保育士及び幼稚園教諭に適切な療育のための指導・助言を行います。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	

支援事業No.	68	障がい児通学支援事業			障がい福祉課 教育支援課	
事業概要	移動支援事業により給付条件に合致する児童（対象児は要綱に定めあり）に対し、通学支援加算を支給決定します。（障がい福祉課） 登校班や自立通学が困難な障がい児の通学を支援します。支援級に在籍する肢体に障がいがある児童の通学支援として徒歩以外での通学が必要と認められる児童に対し、1回あたり500円（500円未満の場合は実費）を限度に補助を行います。（教育支援課）					
計画の指標 となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年間の 方向性	自立通学が困難な障がい児への通学支援を実施します。通学の付添が困難な家庭の児童に対し、移動支援事業通学支援加算の支給決定を行います。（障がい福祉課） 肢体不自由児学級に通学する児童・生徒に対する通学支援を継続し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。（教育支援課）					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者	
		●			●	

基本施策2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすいことが指摘されており、親子で心穏やかに過ごす時間を持ってないことも懸念されます。ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、相談支援や経済的支援の充実に努めます。

支援事業No.	69	ひとり親家庭等家賃助成				こども育成課	
事業概要	ひとり親家庭等に対して、住宅の家賃の一部を助成することにより生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。						
計画の指標となるもの	対象者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		270人	270人	270人	270人	270人	
5年間の方向性	事業を継続して実施し、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減ができるよう努めます。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
						●	

支援事業No.	70	教育訓練給付金				こども育成課
事業概要	ひとり親家庭の親に対して、資格取得に係る講座費用の一部を助成し、主体的な能力開発を支援することにより、自立の促進を図ります。					
計画の指標となるもの	支給対象者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		6人	6人	6人	6人	6人
5年間の方向性	自立支援のための後押しのメニューとして継続して支援を行います。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者	
					●	

支援事業No.	71	高等職業訓練促進給付金				こども育成課
事業概要	ひとり親家庭の親に対して、高等職業訓練促進給付金を一定期間支給し、生活費の負担を軽減することで、就職に有利で生活の安定に資する資格の取得を促進します。					
計画の指標となるもの	支給対象者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		8人	8人	8人	8人	8人
5年間の方向性	自立支援のための後押しのメニューとして継続して支援を行います。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者	
					●	

支援事業No.	72	高等学校卒業程度認定試験合格支援制度			こども育成課	
事業概要	ひとり親家庭の親及びそのこども（20 歳未満）に対して、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座費用の一部を助成することにより、より良い条件での就職につなぎ、自立や生活の安定を図ります。					
計画の指標となるもの	支給対象者数	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
		1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
5 年間の方向性	自立支援のための後押しのメニューとして継続して支援を行います。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者	
			●		●	

支援事業No.	73	母子・父子自立支援員による相談事業				こども育成課
事業概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭等に対して、母子・父子自立支援員が生活の安定と向上のために、県福祉資金の貸付・こどもの養育・就業のことなど、自立を促すための相談に応じます。また、ひとり親のためのサポートブックを発行し、必要な助成や手当等の情報を提供します。					
計画の指標となるもの	相談件数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		3,500 件	3,500 件	3,500 件	3,500 件	3,500 件
5年間の方向性	離婚相談から離婚後のこどもの養育など、ひとり親家庭の方への相談は長期間にわたる場合が多く、その需要も高いため、引き続き相談事業を継続します。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者

基本施策3 児童虐待を防止する取組の推進

児童虐待は、こども・若者の心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさを抱えてしまうなど、深刻な影響を与えるものです。こども・若者が安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携し、児童虐待の防止に努めます。また、育児支援が必要な場合は、その家庭に合った支援の仕方を検討し、実施します。

支援事業No.	74	養育支援訪問事業				子育て相談課	
事業概要	児童虐待の予防のため平成 24 年度から開始しています。育児支援が必要な家庭に保健師等が定期的に訪問して、こどもへの育児状況等を把握し、こどもの保護者に合った支援を検討及び実施します。						
計画の指標となるもの	支援件数	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
		24 件	24 件	24 件	24 件	24 件	
5 年間の方向性	引き続き、母子保健担当と連携し、こどもの状況や保護者に合った支援を検討し、実施します。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
	●					●	

支援事業No.	75	虐待防止の相談及び啓発活動				子育て相談課	
事業概要	親又は親に代わる保護者によるこどもへの身体的、精神的等の虐待は、こどもの心身の成長、人格の形成に重大な影響を与えます。こどもの人権侵害にあたる児童虐待を早期に防ぐため、相談員 2 名を配置し、こどもの相談窓口の充実を図ります。						
計画の指標となるもの	相談（電話・来庁）件数	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
		1,668 件	1,671 件	1,681 件	1,686 件	1,690 件	
5 年間の方向性	引き続き、支援が必要な家庭や児童虐待に対し、各関係機関と連携をとりながら、こども及び家庭の支援を行います。また、一人でも多くの方々に「児童虐待防止」に関心をもってもらえるよう啓発を行います。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
	●	●				●	

基本施策 4 総合的な不登校対策

全国における国公立の小・中学校の不登校児童・生徒数は、令和4年度に過去最高となりました。海老名市においても、不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、多様な要因・背景に応じた適切な働きかけが求められます。引き続き、学校や関係機関等が連携し、相談支援や学習機会の確保など、総合的な不登校対策に努めます。

支援事業No.	76	教育支援センター（えびりーぶ）				教育支援課	
事業概要	不登校や学校生活に関すること、発達や障がいに関すること、就学に関すること等について、電話相談や来所相談を行います。また、小・中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣します。						
計画の指標となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年間の方向性	就学前から中学校卒業後も、切れ目のない相談支援が行えるように、関係他課や関係機関との連携を深めます。また、増加する相談ニーズに対応するため、学校派遣の日数や時間の増加を図ります。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
	●	●				●	

支援事業No.	77	不登校児童・生徒支援事業（びなるーむ）				教育支援課
事業概要	様々な理由で不登校状態にある小・中学生のための教室です。学校復帰や将来の社会的自立を目的とし、児童・生徒が安心して過ごす中で、人と関わる力や学ぼうとする意欲を高めることを支援します。					
計画の指標となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年間の方向性	不登校児童・生徒に対して、より個に応じた支援ができるような体制づくりについて、関係団体と連携を図りながら研究します。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者	
		●				

支援事業No.	78	フリースクール授業料補助制度				教育支援課
事業概要	「海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱」に基づき、海老名市内に在住する、フリースクールに通う児童・生徒の保護者に対し、市の予算の範囲内で授業料の補助を行います。					
計画の指標となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年間の方向性	不登校児童・生徒が学校以外の場で教育を受ける機会の充実促進と、児童・生徒の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、事業を継続します。					
ライフステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者	
		●			●	

基本施策5 外国人世帯への支援の充実

国際化の進展に伴い、海外から帰国、両親が国際結婚など外国にルーツがあるこども・若者の増加が見込まれます。言葉や文化の違いからくる問題に対して、不安や負担を感じることなく子育てに関する情報を正しく理解できるよう、通訳派遣や外国語版母子手帳の交付を進めます。

支援事業No.	79	通訳派遣				市民相談課	
事業概要	日本語の会話に困っている外国につながる方々のご家庭が安全・安心に生活できるよう、通訳派遣事業を推進します。						
計画の指標となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年間の方向性	多様化する言語に対応します。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者		
					●		

支援事業No.	80	母子健康手帳の多か国語版			こども育成課	
事業概要	母子健康手帳は、妊娠の初期からこどもが小学校に入学するまでの一貫した健康記録になります。外国籍の方には、外国語版母子健康手帳（英語・スペイン語・タガログ語・ポルトガル語・中国語・タイ語・ハングル語・インドネシア語）を交付します。					
計画の指標となるもの	交付件数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		15 件	15 件	15 件	15 件	15 件
5年間の方向性	外国籍の方に、必要時母国語での母子手帳交付を行います。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者
						●

基本施策6 貧困対策の推進

こども・若者の貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において影響を及ぼします。全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるよう、健やかな成長に必要な生活環境や教育機会の確保を進めます。また、支援が必要な家庭が、孤立することなく適切な支援につながるよう、関係機関との連携に努めます。

支援事業No.	81	スクールライフサポート				就学支援課	
事業概要	経済的な理由で小・中学校の就学が困難な方に、学用品費や給食費など学校生活に必要な費用の一部を援助します。						
計画の指標となるもの	対象人員	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	
5年間の方向性	国の動向や経済状況を踏まえて柔軟に対応するとともに、引き続き事業を継続することで、保護者の経済的負担の軽減を図ります。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
		●				●	

支援事業No.	82	ライフ・スタディサポート事業			学び支援課	
事業概要	生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯の中学生を対象とした学習支援をはじめ、日常的な学習習慣及び学習環境の改善支援等を行うことで、高校等への進学や社会的自立を促し、将来の貧困連鎖からの脱却を目指します。					
計画の指標となるもの	支援対象者の高校等進学率	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		100%	100%	100%	100%	100%
5年間の方向性	学習習慣の確立・学習意欲の向上を目指して、日常的な学習習慣及び学習環境の改善支援等を実施します。学校と連携をしながら高校等への進学を促します。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者
		●				●

支援事業No.	83	こどもの貧困対策推進事業			子育て相談課	
事業概要	「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備や教育の機会均等など、こどもの貧困の解消に向けた施策を総合的に推進します。					
計画の指標となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続
5年間の方向性	法律の趣旨を踏まえ、国・県の動向を注視しながら調査研究を進め、施策全般について検討します。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者	
	●	●			●	

基本施策7 ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことが指摘されています。福祉・介護・医療・教育等の様々な分野が連携し、ヤングケアラーを早期発見するとともに、適切な支援につなげます。

支援事業No.	84	ヤングケアラーへの支援				子育て相談課	
事業概要	福祉や介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し、早期発見に努め、支援の充実を図ります。 （ヤングケアラーの周知徹底、本人への支援体制強化等）						
計画の指標 となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年間の 方向性	関係機関に「ヤングケアラー」を知っていただくように啓発を行います。また、学校等の関係機関と連携し、ヤングケアラーに対しての支援を強化します。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
		●		●			

基本目標

V

【支え合いえびな】

地域でこども・若者の成長を支える社会づくり

基本施策	支援事業		掲載ページ
1 地域子育て支援・家庭教育支援の充実	85	ファミリー・サポート・センター事業	50
	86	家庭教育学級（小学校・中学校・幼稚園）	50
2 こども・若者の安全確保の推進	87	保育園等の安全監視員の配置	51
	88	安全・安心子どもパトロール	51
	89	学校の安全監視員の配置	51
	90	通学路安全パトロールの実施	52
3 共働き・共育での推進	91	仕事と育児の両立支援事業	53
	92	男性の家事・地域活動への参加の促進	53
	93	男性の育児参加の促進	53
4 子育て人材の確保及び育成	94	子育て支援員研修	54
	95	合同就職フェア（幼稚園・保育所・小規模保育施設）	54

基本施策 1 地域子育て支援・家庭教育支援の充実

ワークショップでは、「もっとこどものことを知って みんなで子育てしようよ!」「繋がり 見守る 地域づくり」など、地域でこども・若者や子育て世帯をサポートすることが大切という意見が挙がりました。地域で子育て世帯を支えられるよう、ファミリー・サポート・センター事業を推進します。また、全ての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、学びの場を提供します。

支援事業No.	85	ファミリー・サポート・センター事業				子育て相談課
事業概要	子育て支援を受けたい人（利用会員）と支援をしたい人（援助会員）が会員となって、育児を助け合う地域の支援体制を整備します。					
計画の指標となるもの	活動件数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		2,432 件	2,436 件	2,451 件	2,457 件	2,463 件
5年間の方向性	増加し続けている利用会員の多様化したニーズにも応えられるよう、援助会員を増やす方法を検討するとともに、支援体制の整備を図ります。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者	
	●	●			●	

支援事業No.	86	家庭教育学級（小学校・中学校・幼稚園）				学び支援課
事業概要	家庭教育は親や、これに準ずる人がこどもに行う教育です。親がこどもや社会への対応能力を高めることができるよう、家庭教育学級を開催します。また、こどもが家庭生活を通じて、自分や家族、社会への基本的な認識をもち、生きることに対する基本的な感覚や姿勢を身につけることができるよう支援します。					
計画の指標となるもの	市主催家庭教育学級への参加者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		130人	140人	150人	160人	170人
5年間の方向性	幼稚園や小・中学校だけではなく、市主催で家庭教育学級を開催します。保護者のニーズや社会情勢等に合った学級を開催し、保護者に学習機会を提供できるよう努めます。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者	
					●	

基本施策2 こども・若者の安全確保の推進

小・中学生アンケートで、どんな海老名市になってほしいかについて、「安全・安心なまち」という回答が最も高くなっており、こども・若者が健やかに成長できる環境整備が求められます。登下校の安全対策、犯罪防止など様々な角度から、地域と連携したこども・若者の安全確保を推進します。

支援事業No.	87	保育園等の安全監視員の配置				保育・幼稚園課	
事業概要	市内保育所の園児の安全確保のため、保育所職員と協力し、敷地内及びその周辺の安全監視を行います。施設内への不審者等の侵入防止を図るとともに、もしものときには、保育所職員と連携して、園児の避難誘導を行います。						
計画の指標となるもの	安全監視員の配置数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		公立保育園 各1人	公立保育園 各1人	公立保育園 各1人	公立保育園 各1人	公立保育園 各1人	
5年間の方向性	保育所の安全監視に携わる職員として、必要な防犯の知識の習得を目的として、引き続き海老名警察生活安全課防犯係に協力を依頼し、防犯研修を開催します。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	

支援事業No.	88	安全・安心子どもパトロール				保育・幼稚園課	
事業概要	園児の安全確保のため、市内認可保育園及び幼稚園等の巡回監視を行い、安全で安心な子育て環境の向上を図ります。不審者情報があった場合、現場に急行し周辺の警戒にあたります。						
計画の指標となるもの	パトロール車の実施台数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		1台	1台	1台	1台	1台	
5年間の方向性	新園の開園に伴い、巡回ルートの見直しを図り、園児の安全確保に努めます。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	

支援事業No.	89	学校の安全監視員の配置				就学支援課	
事業概要	市内の各小学校へ安全監視員を配置することにより、校門を監視し不審者の侵入を抑止するとともに、敷地内を巡回し、こどもの安全確保に努めます。						
計画の指標となるもの	安全監視員の配置数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		市内小学校 各1人	市内小学校 各1人	市内小学校 各1人	市内小学校 各1人	市内小学校 各1人	
5年間の方向性	来校者への声掛けを徹底すること、校門は常に閉めておき必要な都度開けることで不審者の侵入を抑止し、こどもの安全確保に努めます。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
		●					

支援事業No.	90	通学路安全パトロールの実施				就学支援課	
事業概要	市内小学生の登下校時にあわせて青色防犯パトロール（青パト）車でパトロールを実施します。青パト車 3 台で市内全域のパトロールを実施します。						
計画の指標となるもの	青パト車の実施台数	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
		3 台	3 台	3 台	3 台	3 台	
5 年間の方向性	不審者情報のあった箇所、人気のない箇所などの危険箇所を重点的に巡回することで、より安全な児童・生徒の登下校の確保を図ります。						
ライフステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者		

基本施策3 共働き・共育での推進

共働き家庭が増加する中、夫婦が仕事や家事、育児を等しく役割分担する「共働き・共育で」が求められており、実現に向けては、職場の理解や地域のサポートが不可欠です。職場や地域を含めた子育て世帯を取り巻く社会全体で、こども・若者を「ともに育てる」意識の醸成や、男性の家事・地域活動への積極的な参加などを推進します。

支援事業No.	91	仕事と育児の両立支援事業				市民相談課	
事業概要	子育て世帯の仕事と子育ての両立を支援するため、育児・介護休業制度等も含めた関係法制度等の広報・啓発、情報提供等を行います。						
計画の指標となるもの	関連講座の開催回数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		1回	1回	1回	1回	1回	
5年間の方向性	働き方の見直し、多様で柔軟な働き方を支援します。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
						●	

支援事業No.	92	男性の家事・地域活動への参加の促進				市民相談課	
事業概要	固定的な性別役割分担意識の変化を促すため、男性の家事や地域活動への参加を推奨する講座等を開催します。						
計画の指標となるもの	関連講座の開催回数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		1回	1回	1回	1回	1回	
5年間の方向性	地域や家庭生活において男性の積極的な参画を図ります。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期		子育て当事者		
					●		

支援事業No.	93	男性の育児参加の促進				子育て相談課
事業概要	男性の育児へのかかわりを深めるため、講座等への父親の参加を呼びかけ、啓発活動等を実施します。					
計画の指標となるもの	講座等への父親参加率	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		44.0%	44.1%	44.4%	44.5%	44.6%
5年間の方向性	土曜日の父親参加率を増加させて支援センターに足を運びきっかけづくりを行うとともに、育児に関する講座や平日のサロン等への参加を促進します。					
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者
	●					●

基本施策 4 子育て人材の確保及び育成

こども・若者や子育て世帯を切れ目なく支援し、安全な成長を見守るためには、適切な相談支援やサービス提供を行う人材の確保及び育成が求められます。学生に対して就職フェアで保育の仕事に関する情報提供を行うなど、児童福祉に興味・関心を持ってもらえるようアプローチします。また、保育現場等での担い手を確保するため、子育て支援員研修を行います。

支援事業No.	94	子育て支援員研修				保育・幼稚園課	
事業概要	保育現場等での担い手を確保するため、子育て支援の仕事（保育士の業務の補助等）に関心を持ち、条件を満たす対象者に対し、必要となる知識や技能等を習得するための研修を行います。						
計画の指標となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年間の方向性	近年保育士が不足している中、保育業務の補助が可能となる子育て支援員のなり手を増やすことで、保育の安全や質の向上を図ります。						
ライフ ステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	
	●						

支援事業No.	95	合同就職フェア（幼稚園・保育所・小規模保育施設）				保育・幼稚園課	
事業概要	保育士・幼稚園教諭の人材確保及び保育所又は幼稚園に就職を希望する学生や保育士資格・幼稚園教諭免許保有者に対して、保育の仕事や就職に関する情報提供を行います。						
計画の指標となるもの	事業の継続	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	事業継続	
5年間の方向性	近年保育士が不足している中、積極的に保育士・幼稚園教諭へのアプローチを継続的に実施し、保育の安全や質の向上を図ります。						
ライフステージ	誕生前から幼児期	学童期・思春期		青年期		子育て当事者	

第 5 節 教育・保育等の量の見込み

1 人口の見込み

本計画の人口の見込みにあたっては、令和 5 年 2 月に見直しが行われた「えびな未来創造プラン 2020」の人口推計を使用しています。0 歳から 17 歳までの人口の見込みは以下のとおりです。

単位：人

年齢	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0 歳	1,094	1,098	1,102	1,102	1,106
1 歳	1,146	1,159	1,163	1,168	1,168
2 歳	1,179	1,167	1,180	1,184	1,189
3 歳	1,204	1,192	1,180	1,193	1,197
4 歳	1,123	1,213	1,202	1,190	1,203
5 歳	1,223	1,128	1,218	1,206	1,195
6 歳	1,180	1,239	1,144	1,234	1,222
7 歳	1,250	1,186	1,245	1,150	1,240
8 歳	1,188	1,262	1,198	1,257	1,161
9 歳	1,200	1,193	1,267	1,203	1,262
10 歳	1,197	1,205	1,198	1,272	1,208
11 歳	1,242	1,203	1,211	1,204	1,278
12 歳	1,206	1,245	1,206	1,214	1,207
13 歳	1,190	1,209	1,247	1,209	1,217
14 歳	1,262	1,196	1,215	1,253	1,215
15 歳	1,216	1,263	1,197	1,216	1,253
16 歳	1,249	1,217	1,264	1,198	1,217
17 歳	1,275	1,257	1,225	1,272	1,205
計	21,624	21,632	21,662	21,725	21,743

2 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の一覧

子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業について、5 年間の「量の見込み」と「確保方策」を設定することとされています。令和 5 年 1 月に実施した「ニーズ調査」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ「量の見込み」を算出するとともに、それに対応するための「確保方策」を定めています。

量の見込みと確保方策を定める教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業は以下の項目となります。なお、これらの事業の提供区域については、本市の市域が比較的狭く、教育・保育施設の全園が通園範囲になりうるため、市全域を 1 つの区域とします。

■教育・保育施設

No.	対象事業		事業の所管課	該当ページ
1	1 号認定【実人数】	教育施設（認定こども園及び幼稚園）	保育・幼稚園課	57-58
	2 号認定【実人数】	保育施設（認定こども園及び保育所）		
	3 号認定【実人数】	保育施設（認定こども園及び保育所）		

■地域子ども・子育て支援事業

No.	対象事業	事業の所管課	該当ページ
2	時間外保育事業（延長保育）【実人数】	保育・幼稚園課	59
3	病児・病後児保育事業【延人数】		59
4	一時預かり事業【延人数】		59
5	子育て短期支援事業（ショートステイ）【延人数】	子育て相談課	59
6	利用者支援事業【施設数】	保育・幼稚園課	60
	妊婦等包括相談支援事業【回数】	こども育成課	
7	放課後児童健全育成事業（学童保育）【実人数】	学び支援課	60-61
8	地域子育て支援拠点事業【延人数】	子育て相談課	61
9	養育支援訪問事業【実人数】		62
	子育て世帯訪問支援事業【延人数】		
	親子関係形成支援事業【実人数】		
10	児童育成支援拠点事業【実人数】	－	62
11	子育て援助活動支援事業（ファミサポ）【延人数】	子育て相談課	62
12	妊婦健康診査事業【延人数】	こども育成課	63
13	乳児家庭全戸訪問事業【実人数】		63
14	産後ケア事業【延人数】		63
15	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【延人数】	保育・幼稚園課	63

3 量の見込みと確保方策

【No.1 教育・保育施設】

① 保育施設（認定こども園及び保育所）＋地域型保育事業（3号認定－0歳児） 【単位：人】

推計児童数 （0歳児）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1,094	1,098	1,102	1,102	1,106
量の見込み（需要量）【A】	222	229	236	240	242
確保方策（供給量）【B】	248	266	284	284	290
特定教育・保育施設	195	213	231	231	237
特定地域型保育事業	24	24	24	24	24
その他	29	29	29	29	29
【B】－【A】	26	37	48	44	48

② 保育施設（認定こども園及び保育所）＋地域型保育事業（3号認定－1歳児） 【単位：人】

推計児童数 （1歳児）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1,146	1,159	1,163	1,168	1,168
量の見込み（需要量）【A】	622	644	661	672	679
確保方策（供給量）【B】	469	523	601	629	679
特定教育・保育施設	379	433	511	539	589
特定地域型保育事業	56	56	56	56	56
その他	34	34	34	34	34
【B】－【A】	-153	-121	-60	-43	0

③ 保育施設（認定こども園及び保育所）＋地域型保育事業（3号認定－2歳児） 【単位：人】

推計児童数 （2歳児）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1,179	1,167	1,180	1,184	1,189
量の見込み（需要量）【A】	652	674	692	704	711
確保方策（供給量）【B】	559	615	702	719	795
特定教育・保育施設	460	516	603	620	696
特定地域型保育事業	57	57	57	57	57
その他	42	42	42	42	42
【B】－【A】	-93	-59	10	15	84

④ 教育施設（認定こども園及び幼稚園）（1号認定－3～5歳児（就学前）） 【単位：人】

推計児童数 （3～5歳児）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	3,550	3,533	3,600	3,589	3,595
量の見込み（需要量）【A】	1,869	1,869	1,869	1,869	1,869
確保方策（供給量）【B】	2,008	2,008	2,008	2,008	2,008
特定教育・保育施設	288	288	288	288	288
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
その他	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720
【B】－【A】	139	139	139	139	139

⑤ 保育施設（認定こども園及び保育所）（2号認定－3～5歳児（就学前）） 【単位：人】

推計児童数 （3～5歳児）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	3,550	3,533	3,600	3,589	3,595
量の見込み（需要量）【A】	1,760	1,822	1,889	1,957	2,010
確保方策（供給量）【B】	1,866	2,058	2,238	2,238	2,313
特定教育・保育施設	1,768	1,960	2,140	2,140	2,215
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
その他	98	98	98	98	98
【B】－【A】	106	236	349	281	303

■ 0～2歳の保育利用率

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数（人）	3,419	3,424	3,445	3,454	3,463
利用定員数（人）	1,276	1,404	1,587	1,632	1,764
保育利用率	37.3%	41.0%	46.1%	47.2%	50.9%

保育利用率：推計児童数に占める保育施設の利用定員数

■ 3～5歳の保育利用率

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数（人）	3,550	3,533	3,600	3,589	3,595
利用定員数（人）	1,866	2,058	2,238	2,238	2,313
保育利用率	52.6%	58.3%	62.2%	62.4%	64.3%

保育利用率：推計児童数に占める保育施設の利用定員数

※幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付に努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等については、神奈川県に対して、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力要請など連携を図り、適切な対応を行います。

【No. 2 時間外保育事業（延長保育）】

【単位：人】

推計児童数 (就学前児童)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	6,969	6,957	7,045	7,043	7,058
量の見込み（需要量）	954	953	965	964	966
確保方策（供給量）	979	1,070	1,174	1,187	1,227

【No. 3 病児・病後児保育事業】

【単位：人回】

推計児童数 (0歳～小学校3年生)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	10,587	10,644	10,632	10,684	10,681
量の見込み（需要量）	400	400	400	400	400
確保方策（供給量）	738	732	735	738	744

【No. 4 一時預かり事業】

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【単位：人回】

推計児童数 (3～5歳児)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	3,550	3,533	3,600	3,589	3,595
量の見込み（需要量）	37,895	37,714	38,429	38,312	38,376
確保方策（供給量）	37,895	37,714	38,429	38,312	38,376

② 保育所における一時預かり事業

【単位：人回】

推計児童数 (就学前児童)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	6,969	6,957	7,045	7,043	7,058
量の見込み（需要量）	9,389	9,373	9,419	9,489	9,509
確保方策（供給量）	9,629	10,530	11,551	11,678	12,072

【No. 5 子育て短期支援事業（ショートステイ）】

【単位：人回】

推計児童数 (就学前児童)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	6,969	6,957	7,045	7,043	7,058
量の見込み（需要量）	91	90	92	92	92
確保方策（供給量）	-	-	-	-	-

* 利用相談がある場合には、関係機関と連携して取り組みます。

【No. 6 利用者支援事業】

① 窓口設置数

【単位：か所】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
窓口設置数	3	6	7	7	8
基本型	1	4	5	5	6
地域子育て相談機関	1	4	5	5	6
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

② 妊婦等包括相談支援事業

【単位：回】

推計児童数 (0歳児)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1,094	1,098	1,102	1,102	1,106
量の見込み(需要量)	3,282	3,294	3,306	3,306	3,318
確保方策(供給量)	3,282	3,294	3,306	3,306	3,318
こども家庭センター	3,282	3,294	3,306	3,306	3,318
その他	0	0	0	0	0

【No. 7 放課後児童健全育成事業(学童保育)】

① 1年生

【単位：人】

推計児童数 (6歳児)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1,180	1,239	1,144	1,234	1,222
量の見込み(需要量)【A】	532	525	530	525	520
確保方策(供給量)【B】	510	510	510	517	514
【B】 - 【A】	-22	-15	-20	-8	-6

② 2年生

【単位：人】

推計児童数 (7歳児)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1,250	1,186	1,245	1,150	1,240
量の見込み(需要量)【A】	482	492	491	487	485
確保方策(供給量)【B】	463	478	477	477	483
【B】 - 【A】	-19	-14	-14	-10	-2

③ 3年生

【単位：人】

推計児童数 (8歳児)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1,188	1,262	1,198	1,257	1,161
量の見込み(需要量)【A】	416	427	442	438	442
確保方策(供給量)【B】	399	414	432	434	439
【B】 - 【A】	-17	-13	-10	-4	-3

④ 4 年生 【単位：人】

推計児童数 (9 歳児)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
	1,200	1,193	1,267	1,203	1,262
量の見込み（需要量）【A】	356	343	357	363	361
確保方策（供給量）【B】	342	333	352	362	363
【B】 - 【A】	-14	-10	-5	-1	2

⑤ 5 年生 【単位：人】

推計児童数 (10歳児)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
	1,197	1,205	1,198	1,272	1,208
量の見込み（需要量）【A】	257	267	255	264	271
確保方策（供給量）【B】	247	259	249	263	274
【B】 - 【A】	-10	-8	-6	-1	3

⑥ 6 年生 【単位：人】

推計児童数 (11歳児)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
	1,242	1,203	1,211	1,204	1,278
量の見込み（需要量）【A】	197	193	196	191	199
確保方策（供給量）【B】	189	187	192	190	201
【B】 - 【A】	-8	-6	-4	-1	2

【No. 8 地域子育て支援拠点事業】 【単位：人回】

推計児童数 (0 ～ 2 歳児)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
	3,419	3,424	3,445	3,454	3,463
量の見込み（需要量）	50,071	50,144	50,452	50,584	50,716
確保方策（供給量）	50,071	50,144	50,452	50,584	50,716

【No.9 養育支援訪問事業等】

① 養育支援訪問事業

【単位：人】

推計児童数 (0～11歳児)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	14,226	14,245	14,308	14,363	14,429
量の見込み(需要量)	24	24	24	24	24
確保方策(供給量)	120	120	120	120	120

② 子育て世帯訪問支援事業

【単位：人日】

推計児童数 (0～17歳児)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	21,624	21,632	21,662	21,725	21,743
量の見込み(需要量)	85	85	85	85	85
確保方策(供給量)	85	85	85	85	85

③ 親子関係形成支援事業

【単位：人】

推計児童数 (0～17歳児)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	21,624	21,632	21,662	21,725	21,743
量の見込み(需要量)	78	79	79	79	79
確保方策(供給量)	80	80	80	80	80

【No.10 児童育成支援拠点事業】

【単位：人】

推計児童数 (6～17歳児)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	14,655	14,675	14,617	14,682	14,685
量の見込み(需要量)	-	-	-	-	-
確保方策(供給量)	-	-	-	-	-

【No.11 子育て援助活動支援事業（ファミサポ）】

① 5歳児が将来低学年になったとき

【単位：人回】

推計児童数 (5歳児)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1,223	1,128	1,218	1,206	1,195
量の見込み(需要量)	307	283	306	303	300
確保方策(供給量)	307	283	306	303	300

② 就学児

【単位：人回】

推計児童数 (就学児)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	7,257	7,288	7,263	7,320	7,371
量の見込み(需要量)	653	656	654	659	663
確保方策(供給量)	653	656	654	659	663

【No.12 妊婦健康診査事業】

【単位：人回】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（需要量）	12,362	12,407	12,453	12,453	12,498
確保方策（供給量）	15,316	15,372	15,428	15,428	15,484

【No.13 乳児家庭全戸訪問事業】

【単位：人】

推計児童数 （0歳児）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1,094	1,098	1,102	1,102	1,106
量の見込み（需要量）	1,094	1,098	1,102	1,102	1,106
確保方策（供給量）	1,094	1,098	1,102	1,102	1,106

【No.14 産後ケア事業】

【単位：人日】

推計児童数 （0歳児）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1,094	1,098	1,102	1,102	1,106
量の見込み（需要量）	365	367	368	368	369
確保方策（供給量）	365	367	368	368	369

【No.15 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）】

【単位：人日】

推計児童数 （0歳児-未就園児）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	913	921	925	927	929
量の見込み（需要量）	0	16	16	53	53
確保方策（供給量）	0	5	5	8	9

推計児童数 （1歳児-未就園児）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	686	687	695	700	702
量の見込み（需要量）	0	12	12	40	40
確保方策（供給量）	0	10	9	19	19

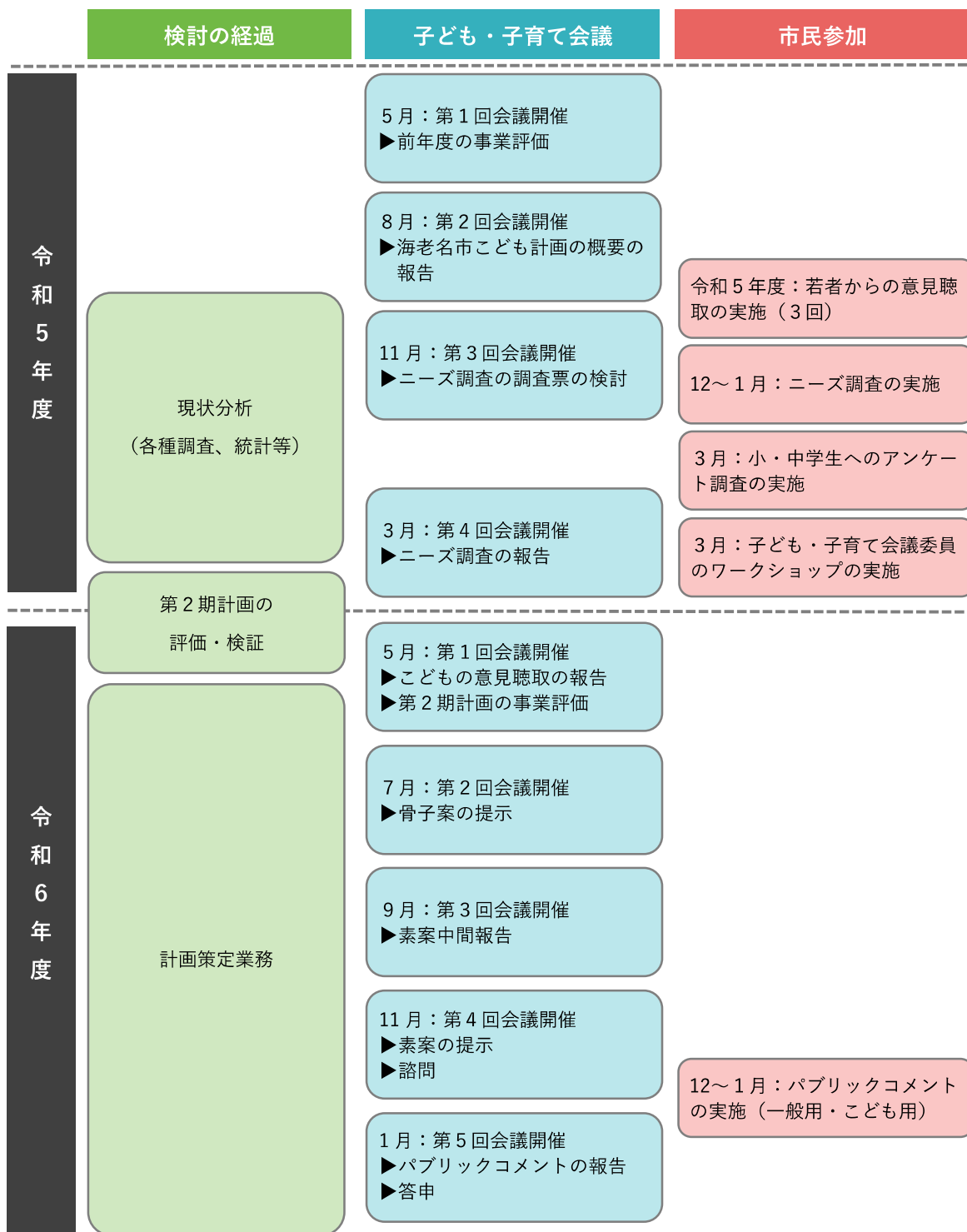
推計児童数 （2歳児-未就園児）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	629	617	618	626	631
量の見込み（需要量）	0	11	11	36	36
確保方策（供給量）	0	10	11	19	19

* 令和7年度は「地域子ども・子育て支援事業」の一つとして位置づけられ、令和8年度からは「法律に基づく新たな給付制度」として全国的に実施することとなっています（経過措置あり）。

第6節 資料編

1 計画の策定体制

(1) 策定経過



海老名市こども計画（第3期海老名市子ども・子育て支援事業計画）策定

（２）子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、こどもたちを取り巻く環境や子育て世帯の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「海老名市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

（３）ニーズ調査の実施

子育て支援サービスの利用状況や今後の利用希望などを把握し、その結果を計画に反映することを目的として実施しました。

■概要

	就学前児童	小学生
調査対象者	0歳から6歳までの小学校にあがる前の児童 3,000名の保護者を無作為抽出	市内13校の各学年から1クラス（1組）を抽出した小学校児童 2,324名の保護者を対象
調査期間	令和5年12月14日（木）～令和6年1月5日（金）	
調査方法	（配布）郵送 （回収）郵送／専用ウェブサイトからの回答 ※どちらかの方法を回答者が選択	（配布）小学校を通じて配布 （回収）郵送／専用ウェブサイトからの回答 ※どちらかの方法を回答者が選択 ※学校の連絡用メール配信サービスを利用して回答用のURLを送付 ※調査票が複数届いた世帯は、下の児童のみ回答

■回収結果

	配布数	回収数	回収率
就学前児童	3,000件	1,468件	48.9%
小学生	2,324件	1,076件	46.3%
合計	5,324件	2,544件	47.8%

(4) こども・若者の意見聴取の実施

こども・若者の意見聴取として、以下の3つを実施しました。

小・中学生へのアンケート調査	
実施時期	令和6年3月4日（月）～3月15日（金）
方法	児童・生徒に配布しているタブレット端末からグーグルフォームに接続して回答（学校で実施）
対象者	小学5年生 646名、中学2年生 841名 合計 1,487名
内容	こどもの生活実態や要望など10問のアンケート
子ども・子育て会議委員のワークショップ（関係者・子育て世帯）	
実施時期	令和6年3月22日（金）
方法	子ども・子育て会議委員がグループワーク形式で実施
対象者	子ども・子育て会議委員 15名
内容	テーマ1 こども・若者の困りごと テーマ2 こども・若者の困りごとの解決策
若者からの意見聴取	
実施時期	令和5年度（3回実施）
方法	学び支援課で実施している「ぷらっとカフェ」（若者の意見交換の場）を活用
対象者	高校生、大学生等 【第1回】高校生6人、大学生2人、20代1人 【第2回】高校生6人、大学生1人 【第3回】高校生4人、大学生1人
内容	テーマ「望むまち」などについて若者同士で意見交換

(5) パブリックコメントの実施

海老名市こども計画(案)の内容を報告し、市民からご意見をいただくことを目的に実施しました。

	一般用	こども用
実施期間	令和6年12月9日（月）～令和7年1月8日（水）	
意見数	14件	17件

2 海老名市子ども・子育て会議条例

平成25年6月18日
条例第19号

海老名市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、海老名市子ども・子育て会議の設置、組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、海老名市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(令和5条例1・一部改正)

(所掌事務)

第3条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(令和5条例1・一部改正)

(組織)

第4条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 事業主を代表する者
- (2) 労働者を代表する者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 法第6条第2項に規定する保護者
- (5) 学識経験者

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員長は、必要があるときは、子育て会議に部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第9条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、児童福祉を主管する課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和5年2月7日条例第1号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 海老名市子ども・子育て会議委員名簿

職	氏 名	選 出 区 分
委 員 長	中 尾 隆 徳	労 働 者 代 表
副委員長	石 井 友 紀	学 識 経 験 者
委 員	水 上 信 一	事 業 主 代 表
	鍵 渡 正 徳	関 連 事 業 者
	井 上 友 美	関 連 事 業 者
	富 桜 大 郎	関 連 事 業 者
	北 川 絵 理	関 連 事 業 者
	北 村 智 美	関 連 事 業 者
	高 橋 理 愛	学 識 経 験 者
	米 山 珠 枝	学 識 経 験 者
	林 ま ち 子	学 識 経 験 者
	大 河 原 雄 亮	市 民 公 募
	安 田 洋 司	市 民 公 募
	小 針 真 理 子	市 民 公 募
	山 崎 奈 菜	市 民 公 募

令和 7 年 3 月時点

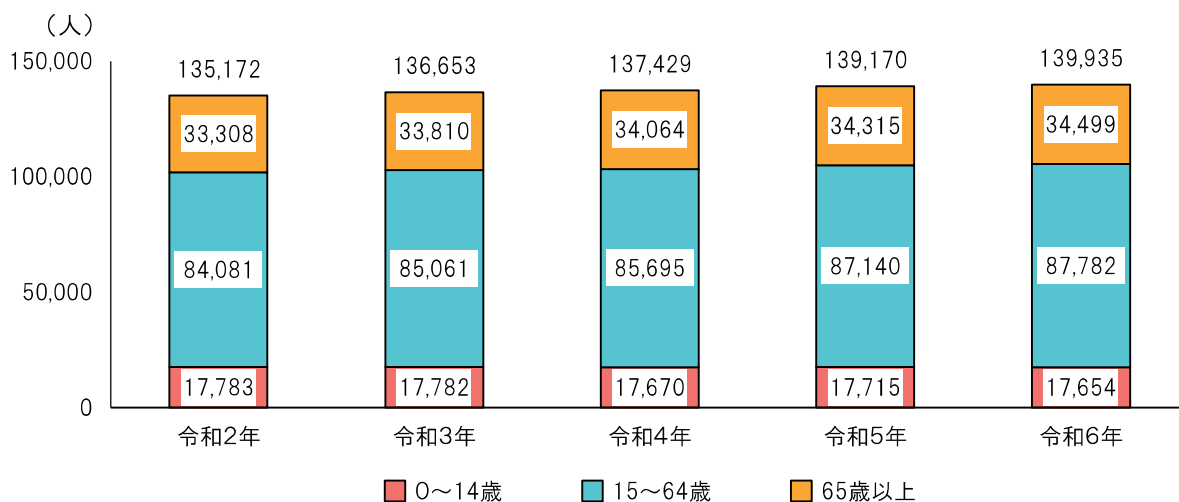
4 データからみる市の現状

(1) 統計からみる状況

①人口の状況

総人口の推移

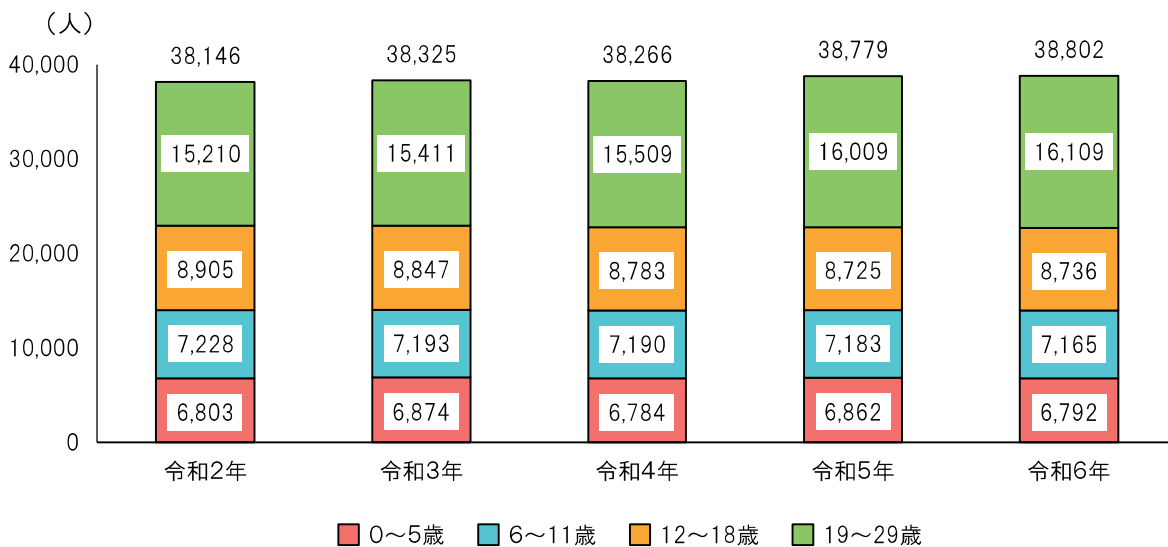
海老名市の人口は毎年増加しており、令和6年で139,935人となっています。年齢区分別にみると、0～14歳はおおむね同水準で推移、15～64歳と65歳以上は増加しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

29歳以下人口の推移

29歳以下人口はおおむね増加傾向にあります。年齢区分別にみると、0～5歳は6,800人前後で推移、6～11歳と12～18歳は減少傾向、19～29歳は増加しています。



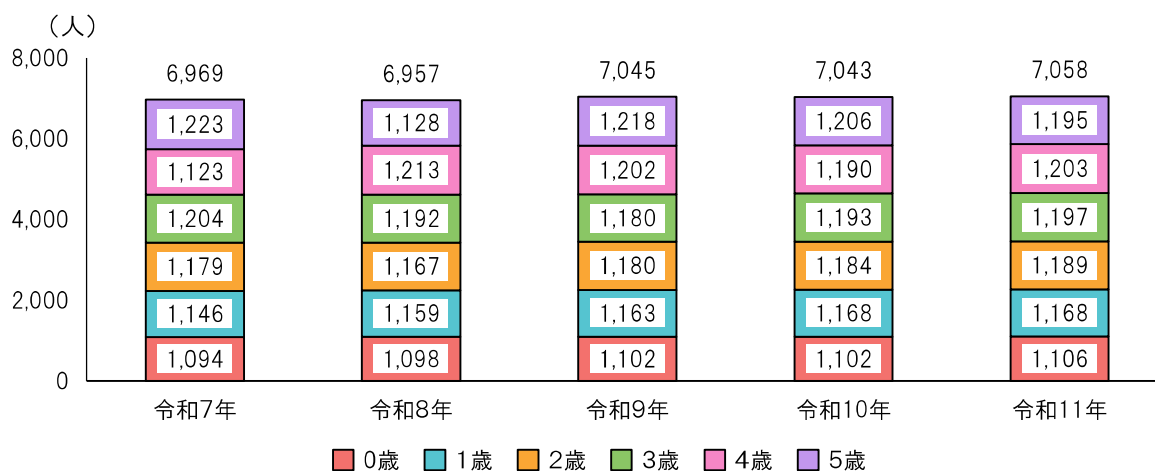
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

② こどもの人口推計

人口推計にあたっては、令和 5 年 2 月に見直しが行われた「えびな未来創造プラン 2020」の人口推計を使用しています。

就学前児童の推計

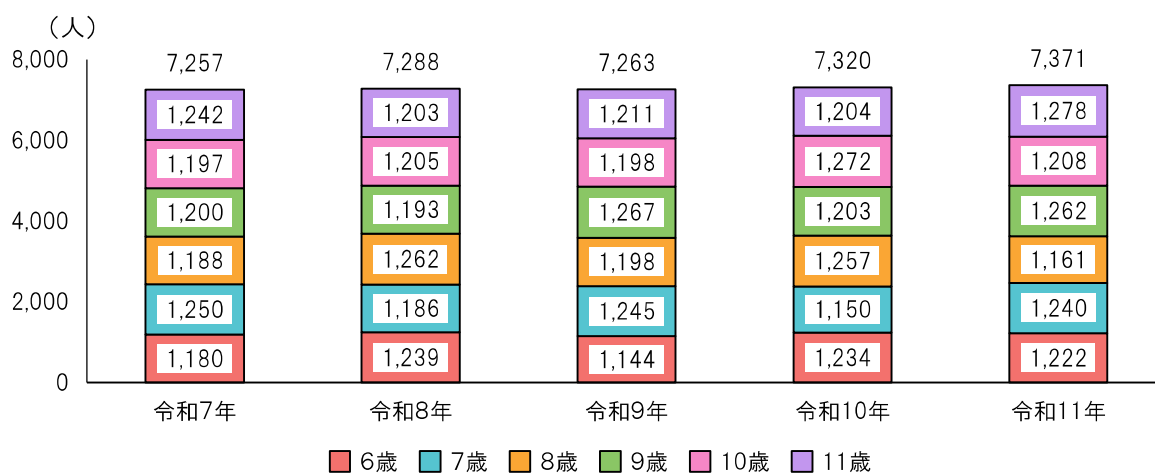
海老名市の就学前児童（0～5 歳）はおおむね増加すると予想され、計画の最終年度である令和 11 年には 7,058 人と見込まれます。



資料：海老名市

就学児童の推計

海老名市の就学児童（6～11 歳）はおおむね増加すると予想され、計画の最終年度である令和 11 年には 7,371 人と見込まれます。

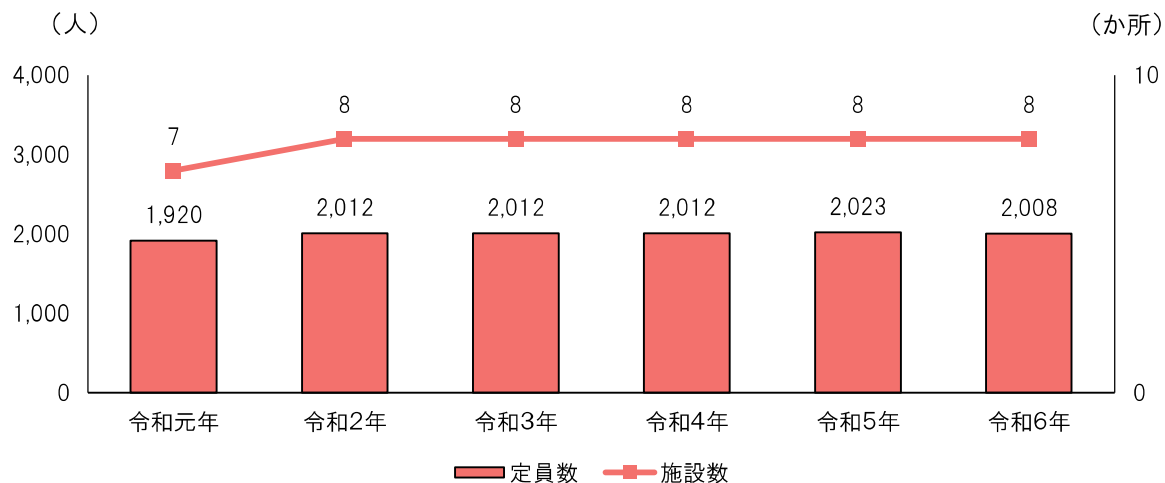


資料：海老名市

③保育・教育サービスの状況

幼稚園の状況

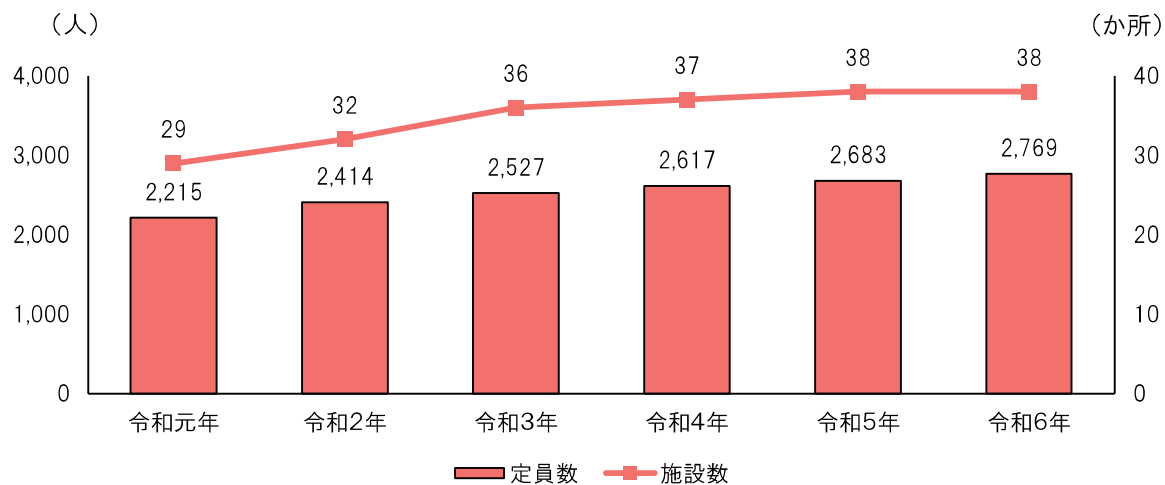
海老名市の幼稚園の定員数は令和2年から令和4年まで横ばい、令和5年で増加したものの、令和6年に減少に転じました。令和6年で8か所2,008人の定員数が確保されています。



資料：海老名市（各年4月1日時点）

保育園の状況

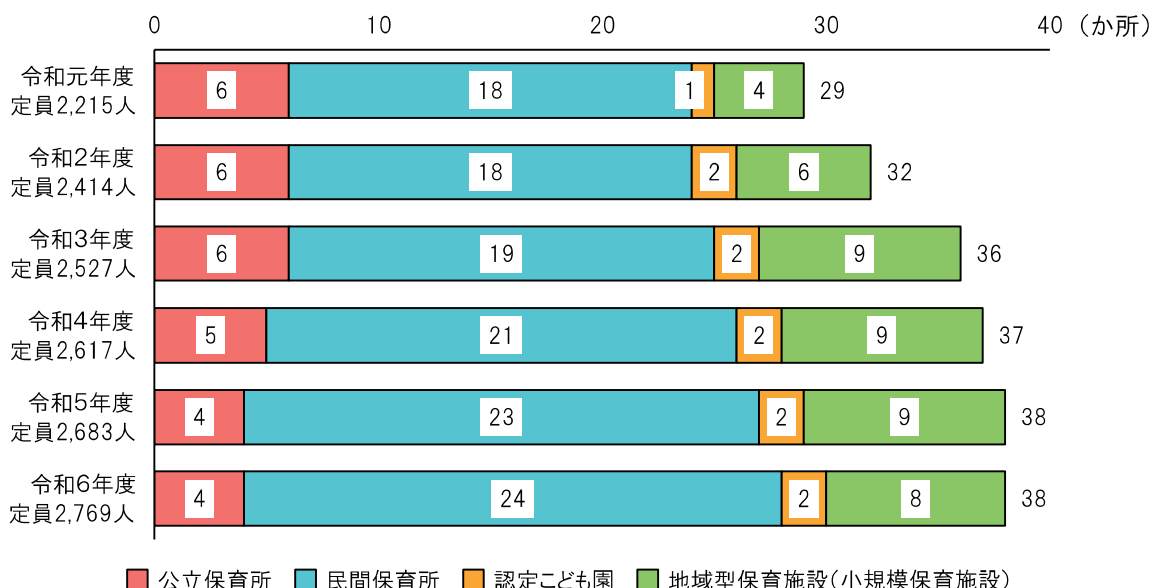
海老名市の保育園は年々拡充が図られており、令和元年から令和6年の間に新たに9か所整備されました。令和6年で38か所2,769人の定員数が確保されています。



資料：海老名市（各年4月1日時点）

市内の保育園数及び定員

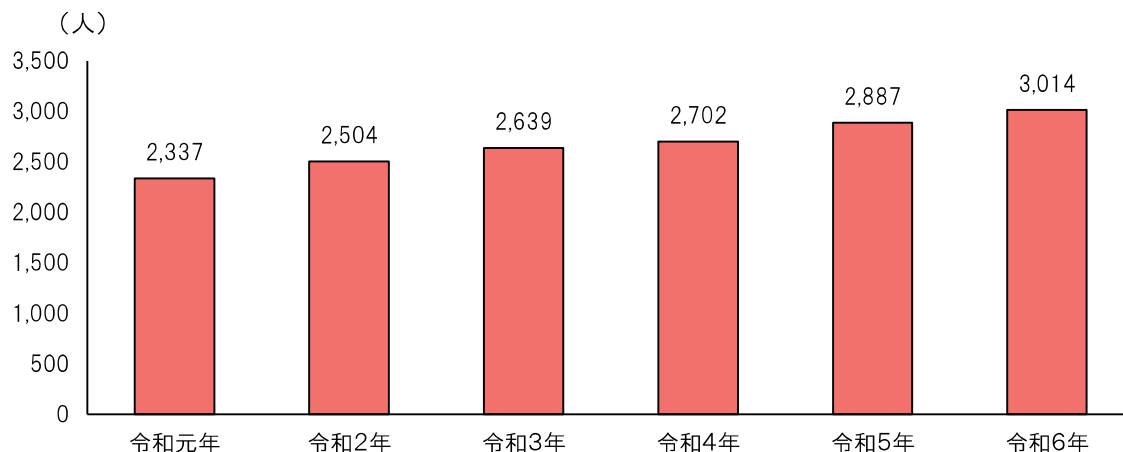
海老名市の保育園の内訳をみると、公立保育所は令和4年度と令和5年度に連続で減少し、令和6年度で4か所となっています。民間保育所は令和3年度以降、毎年度増加しており24か所（令和2年度の約1.3倍）となっています。認定こども園は令和2年度に1か所整備され、2か所となっています。地域型保育施設（小規模保育施設）は令和2年度と令和3年度に整備されましたが、令和6年度に減少し、8か所となっています。



資料：海老名市（各年度4月1日時点）

保育園の申込者数の推移

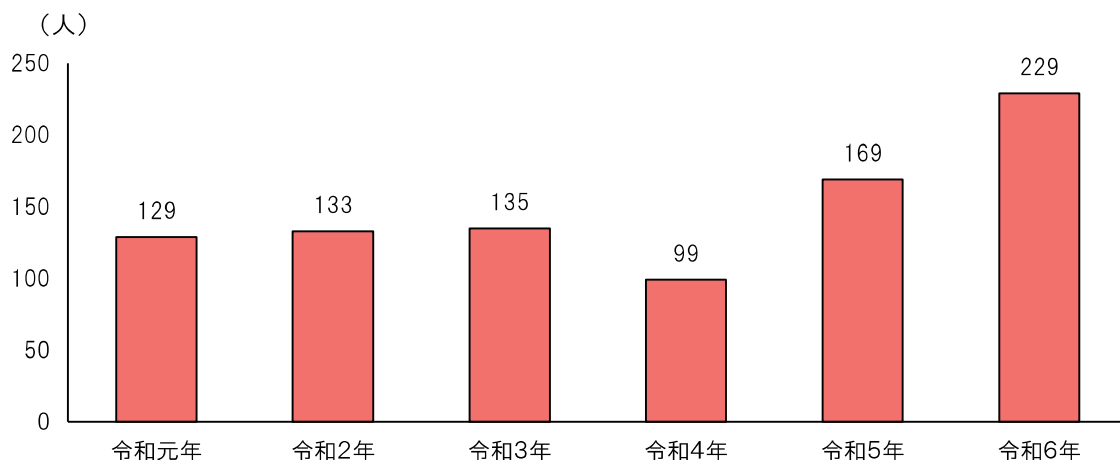
保育園の申込者数は年々増加しており、令和6年で3,014人となっています。



資料：海老名市（各年4月1日時点）

保留者数の推移

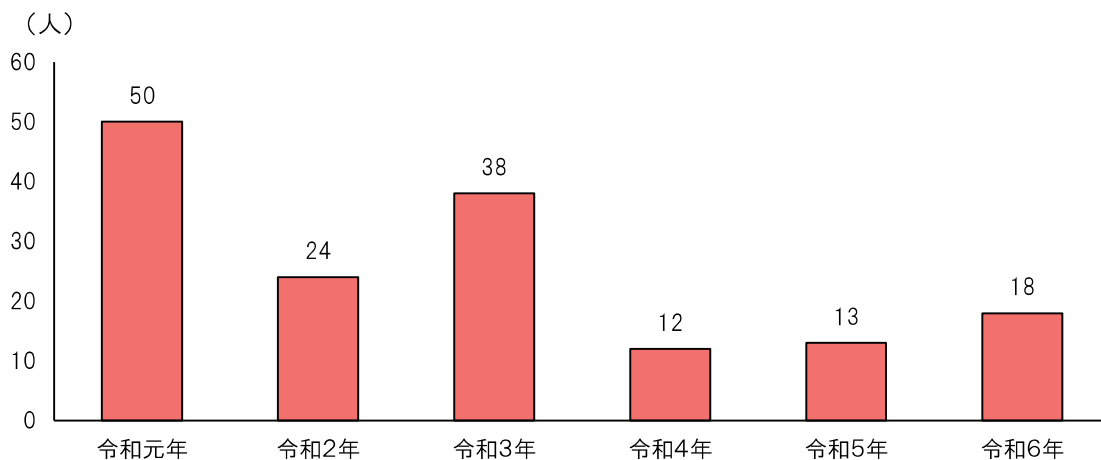
保留者数は、令和4年に100人を下回りましたが、令和5年以降増加が続いており、令和6年で229人となっています。



資料：海老名市（各年4月1日時点）

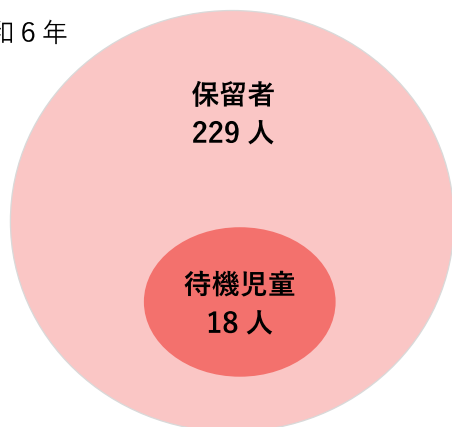
待機児童数の推移

待機児童数は年によってばらつきがあるものの、令和4年から令和6年は10人台で推移しており、令和元年と比較すると待機児童の解消がうかがえます。



資料：海老名市（各年4月1日時点）

令和6年



保留者とは？

保育園の入所申し込みをしたが入所できなかった者

待機児童とは？

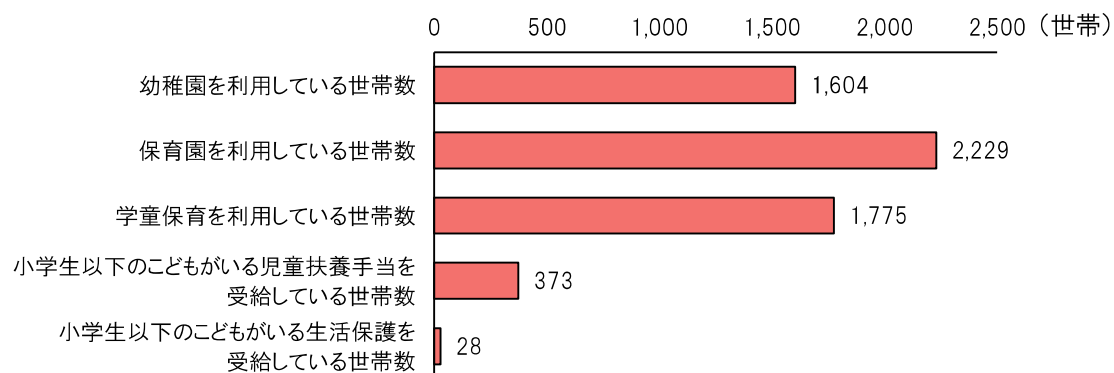
保留者のうち、次の者を除く

- ・特定の園を希望する者
- ・企業主導型保育など他の保育サービスを利用している者

④世帯の状況

こどもがいる世帯の状況

こどもがいる世帯の状況をみると、一般世帯数のうち、保育園を利用している世帯数が 2,229 世帯と最も多く、次いで学童保育を利用している世帯数が 1,775 世帯、幼稚園を利用している世帯数が 1,604 世帯となっています。また、小学生以下のこどもがいる児童扶養手当を受給している世帯数が 373 世帯、小学生以下のこどもがいる生活保護を受給している世帯数が 28 世帯となっています。

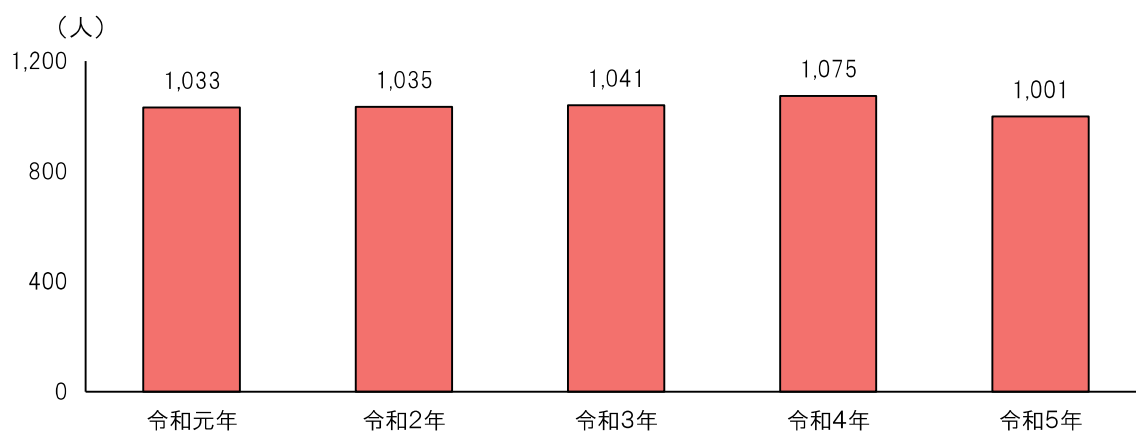


資料：海老名市（令和 5 年度末時点）

⑤出生の状況

出生数の推移

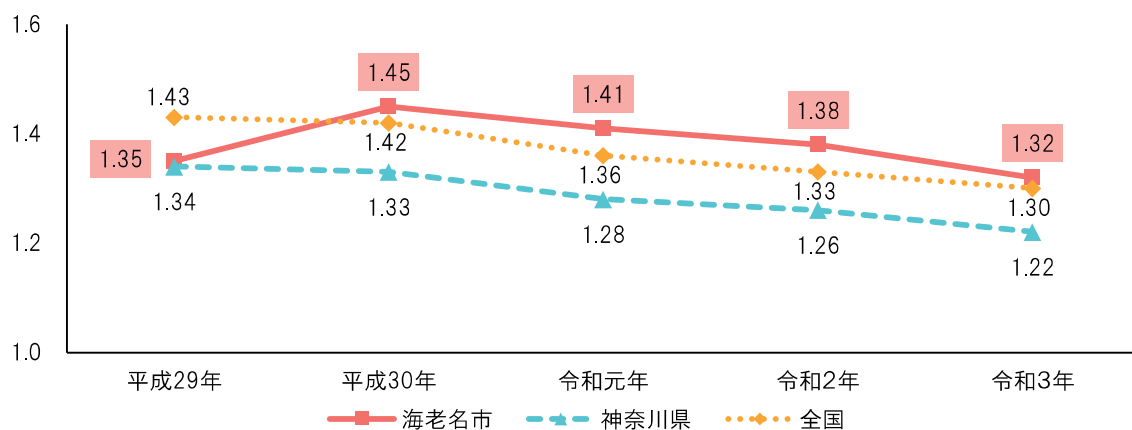
海老名市の出生数は、令和元年から令和 4 年まで増加傾向にありましたが、令和 5 年は減少に転じ、1,001 人となっています。



資料：海老名市（各年 1 月 1 日～12 月 31 日）

合計特殊出生率の推移

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均のこどもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。海老名市の合計特殊出生率は、令和元年以降低下し、令和3年で 1.32 となっています。一方、全国や神奈川県より高い水準で推移しています。

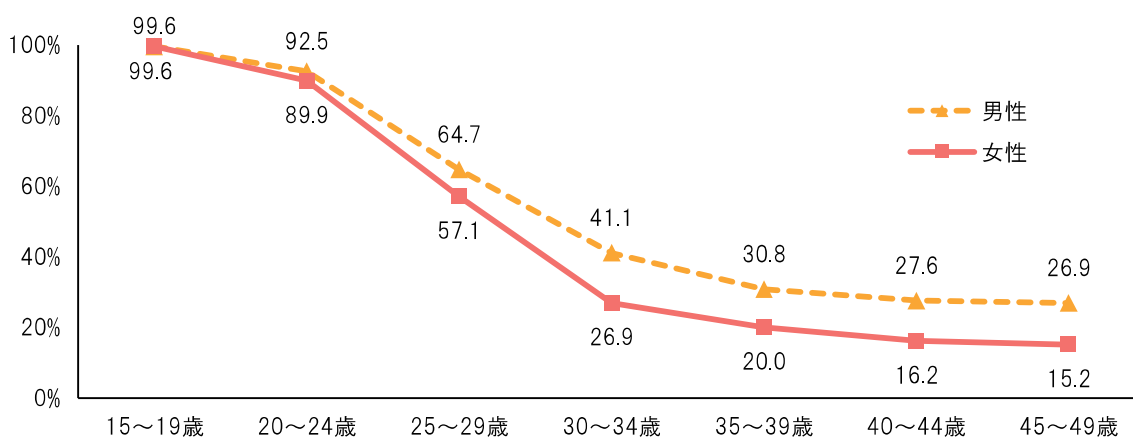


資料：神奈川県衛生統計年報

⑥婚姻の状況

年齢別未婚率（性別比較）

年齢別未婚率を男女別にみると、20～24 歳までは男女ともに同水準ですが、25 歳以降差が大きく広がり、30～34 歳で男性 41.1%、女性 26.9%と約 15 ポイント差となっています。

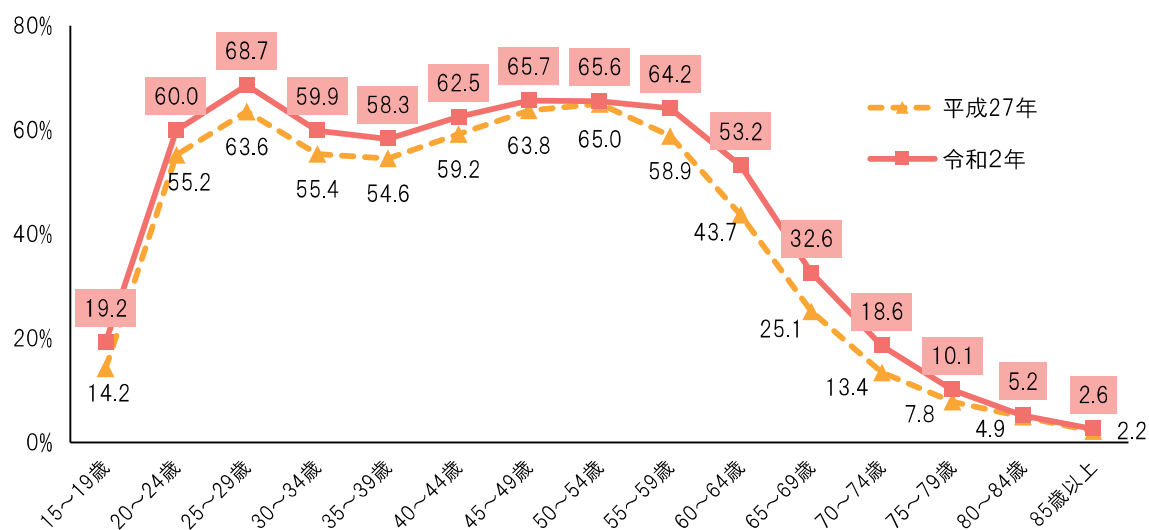


資料：国勢調査（令和2年）

⑦就業の状況

女性の年齢別就業率の推移

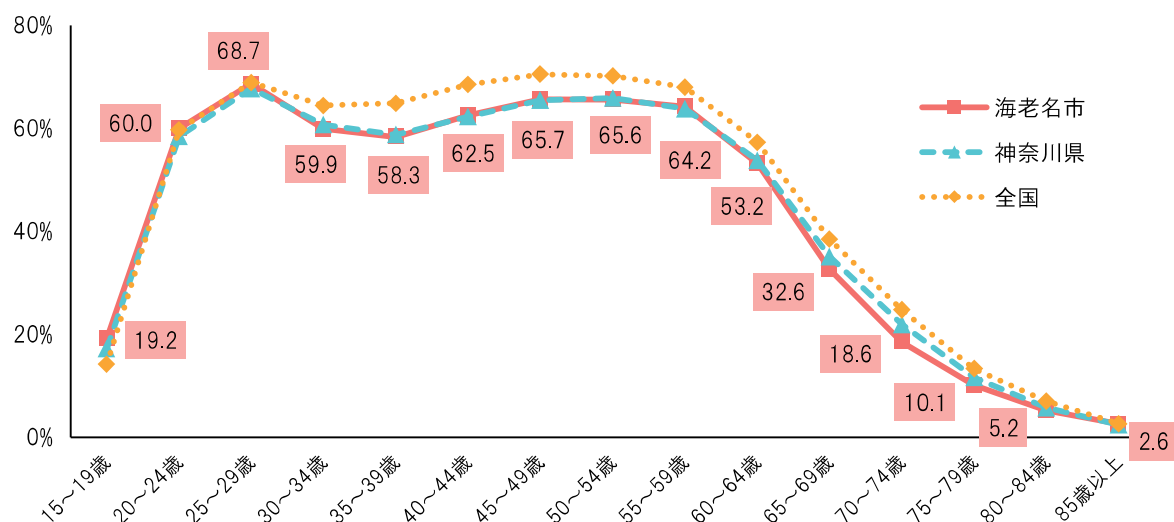
女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加する M 字カーブを描いています。落ち込みの大きい 30～44 歳の就業率は平成 27 年に比べ令和 2 年で上昇しており、M 字カーブが緩やかになっています。また、55 歳以上の就業率も上昇傾向にあります。



資料：国勢調査（平成 27 年・令和 2 年）

女性の年齢別就業率（国・県比較）

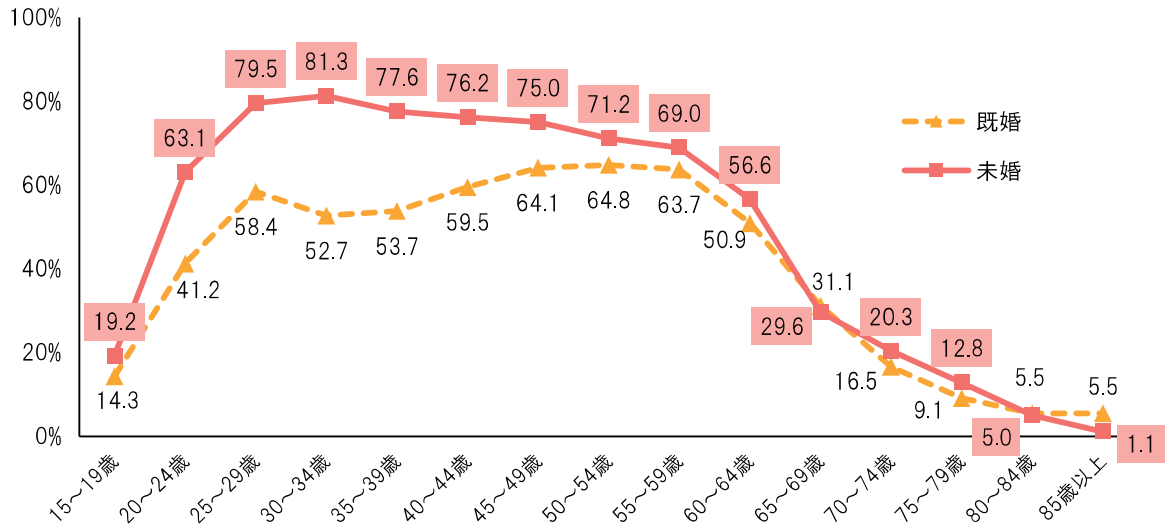
女性の年齢別就業率を全国・神奈川県と比較すると、いずれの年齢においてもおおむね神奈川県と同水準、全国より低い値となっています。



資料：国勢調査（令和 2 年）

女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

女性の年齢別就業率を既婚・未婚別にみると、いずれの年齢においてもおおむね既婚者に比べて未婚者の就業率が高くなっています。特に20～30代で差が大きくなっており、30～34歳では約30ポイントの差となっています。

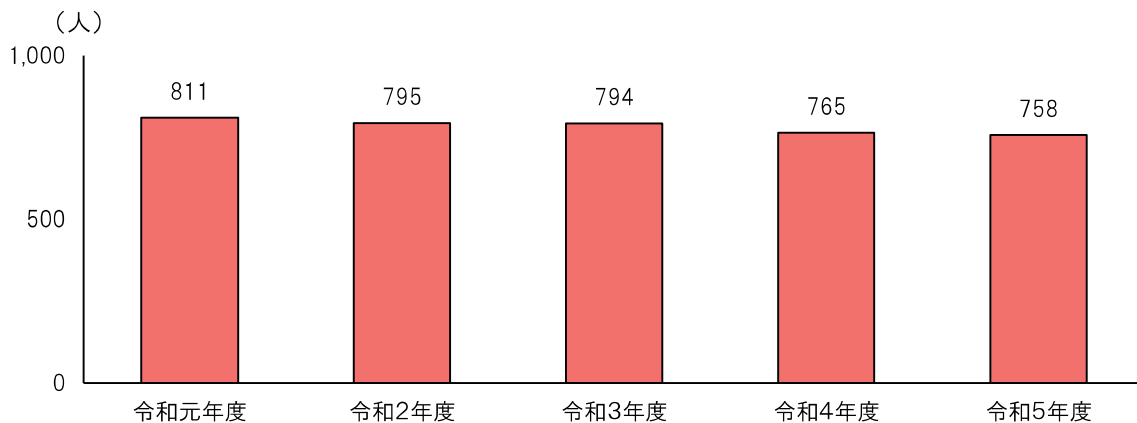


資料：国勢調査（令和2年）

⑧その他の状況

児童扶養手当の受給者数の推移

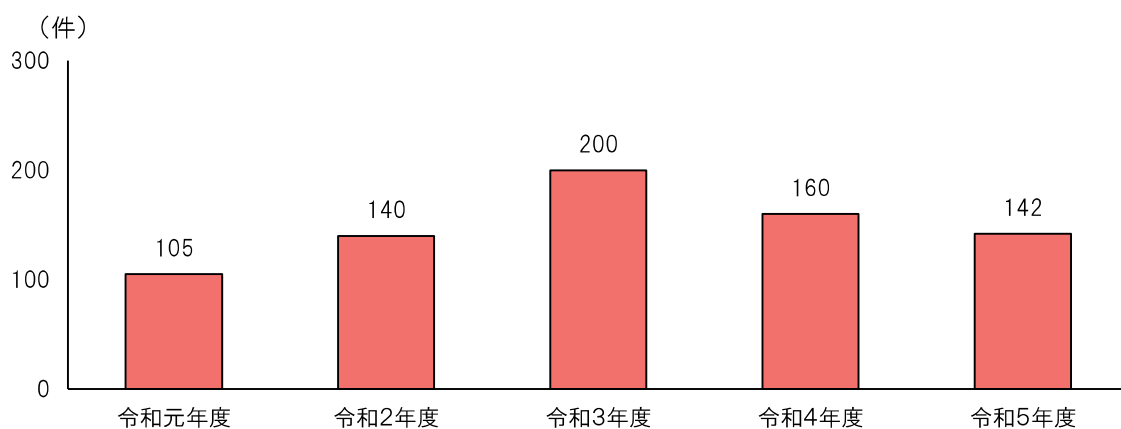
児童扶養手当の受給者数は減少しており、令和5年度で758人となっています。



資料：海老名市（年度末時点）

児童虐待受理件数の推移

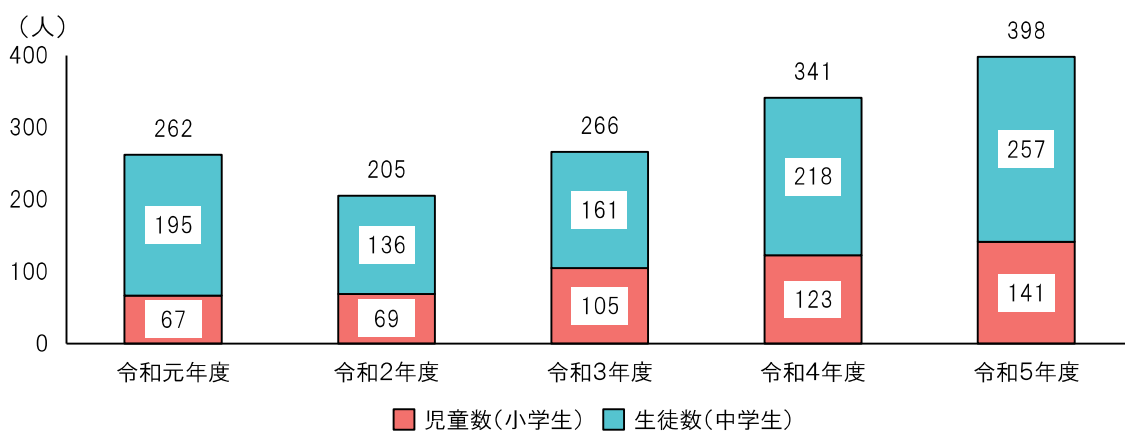
児童虐待受理件数は令和3年度に大きく増加したものの、令和4年度以降は減少し、令和5年度で142件となっています。



資料：海老名市（年度末時点）

不登校児童・生徒数の推移

不登校児童・生徒数の推移をみると、児童数（小学生）は増加が続いており、令和5年度で141人となっています。生徒数（中学生）は令和元年度から令和2年度にかけて減少したものの、以降は増加が続いており、令和5年度で257人となっています。



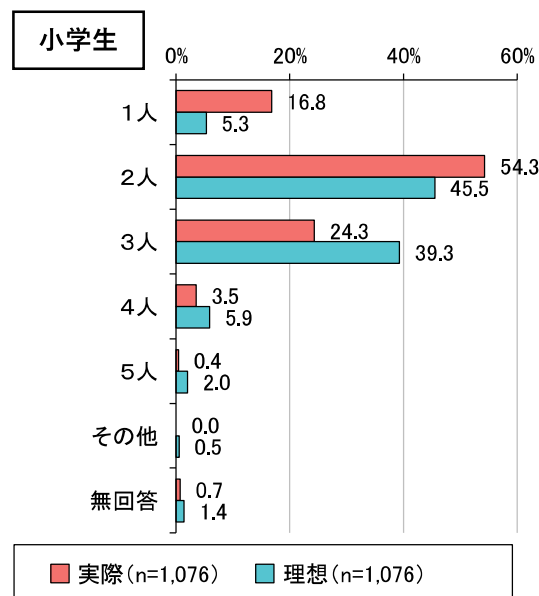
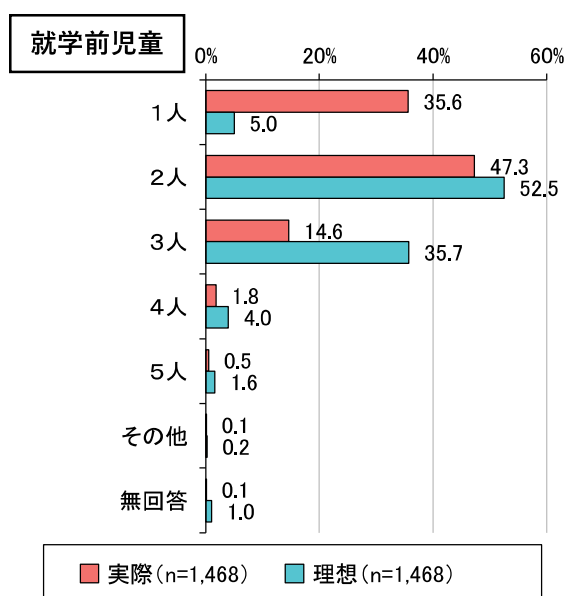
資料：海老名市（年度末時点）

(2) ニーズ調査からみる状況

① こどもの数

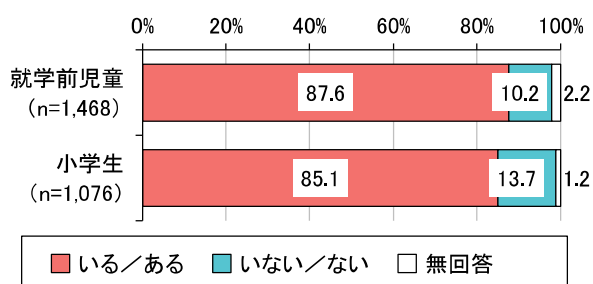
実際のこどもの人数についてみると、就学前児童・小学生いずれも「2人」(47.3%・54.3%)が最も高く、次いで就学前児童は「1人」(35.6%)、小学生は「3人」(24.3%)となっています。

理想のこどもの人数についてみると、就学前児童・小学生いずれも「2人」(52.5%・45.5%)が最も高く、次いで「3人」(35.7%・39.3%)となっています。



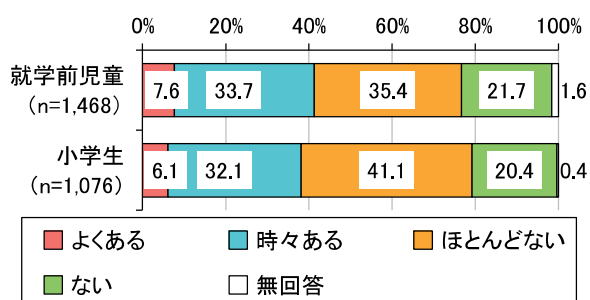
② 相談先の有無

子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所はあるかについてみると、就学前児童・小学生いずれも「いる／ある」が8割台(87.6%・85.1%)、「いない／ない」が1割台(10.2%・13.7%)となっています。



③ 孤独・孤立の状況

子育て中に孤独・孤立を感じることはあるかについてみると、就学前児童・小学生いずれも『ある(「よくある」と「時々ある」の合計)』が3～4割台(41.3%・38.2%)、『ない(「ほとんどない」と「ない」の合計)』が5～6割台(57.1%・61.5%)と、『ない』が『ある』を上回っています。

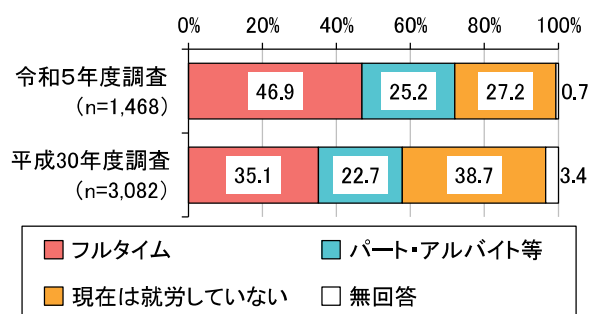


④母親の現在の就労状況

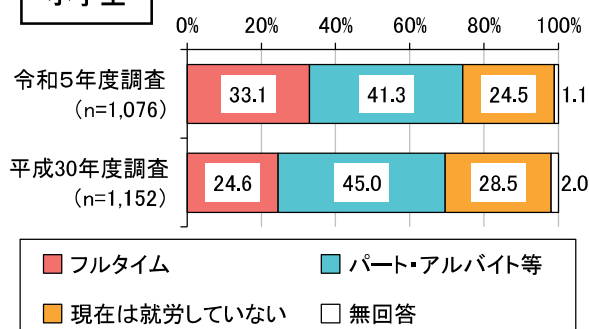
母親の現在の就労状況についてみると、就学前児童では「フルタイム」が46.9%、「パート・アルバイト等」が25.2%、「現在は就労していない」が27.2%となっています。平成30年度調査と比較すると、「フルタイム」が10ポイント以上増加、「現在は就労していない」が10ポイント以上減少しています。

小学生では「フルタイム」が33.1%、「パート・アルバイト等」が41.3%、「現在は就労していない」が24.5%となっています。平成30年度調査と比較すると、「フルタイム」が5ポイント以上増加しています。

就学前児童



小学生

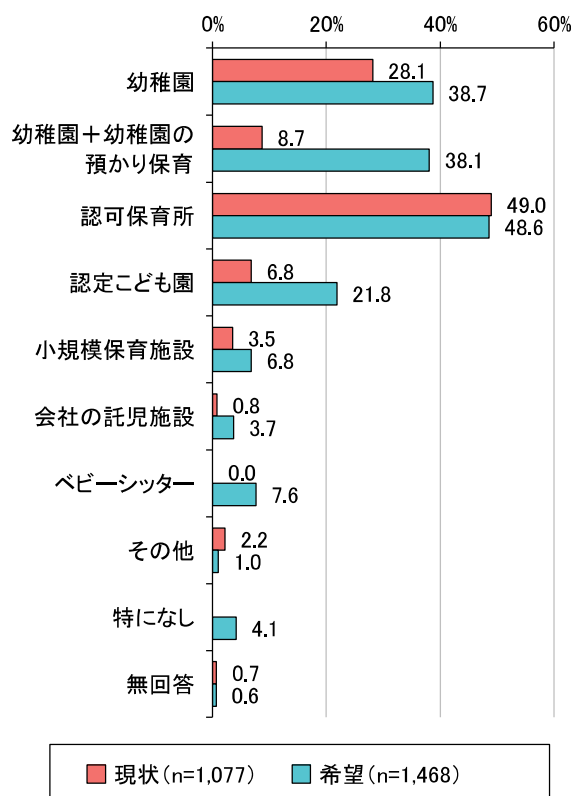


⑤平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

平日に利用している教育・保育の事業（現状）についてみると、「認可保育所」が49.0%と最も高く、次いで「幼稚園」が28.1%、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」が8.7%、「認定こども園」が6.8%となっています。

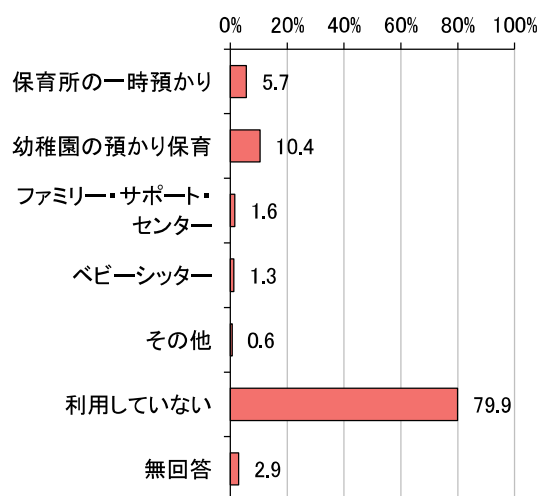
現在の利用の有無にかかわらず平日に定期的に利用したい教育・保育の事業（希望）についてみると、「認可保育所」が48.6%と最も高く、次いで「幼稚園」が38.7%、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」が38.1%、「認定こども園」が21.8%となっています。

* 現状は、平日の定期的な教育・保育の事業を利用している方のみ



⑥不定期の教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

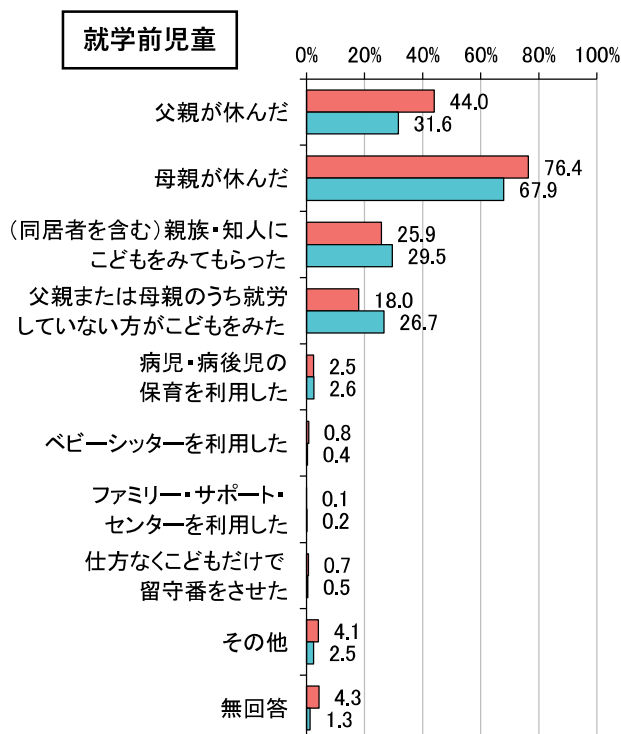
不定期に利用している教育・保育の事業についてみると、「利用していない」が79.9%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が10.4%、「保育所の一時預かり」が5.7%となっています。



■ 就学前児童 (n=1,468)

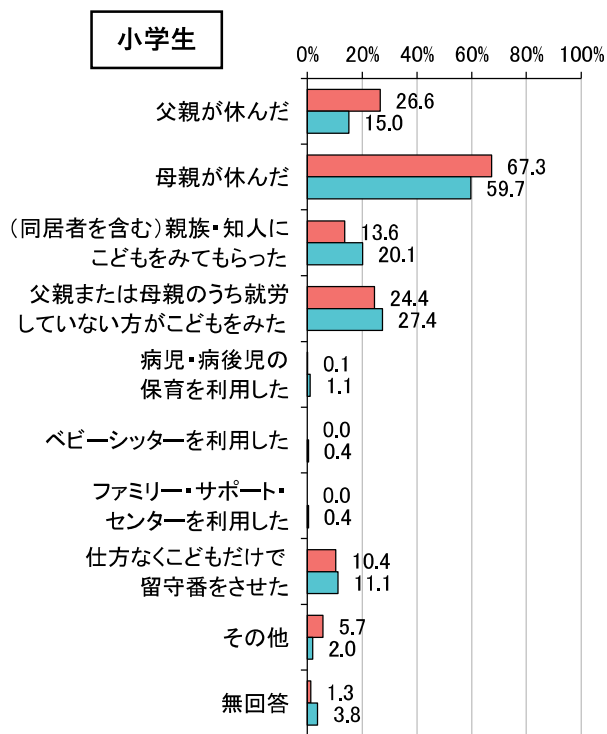
⑦こどもの病気の際の対応

こどもが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった（小学校に行けなかった）場合に、この1年間に行った対処方法についてみると、「母親が休んだ」が6～7割台（76.4%・67.3%）、「父親が休んだ」が2～4割台（44.0%・26.6%）となっています。平成30年度調査と比較すると、就学前児童・小学生いずれも「父親が休んだ」が10ポイント以上増加しています。



■ 令和5年度調査 (n=878)

■ 平成30年度調査 (n=1,669)



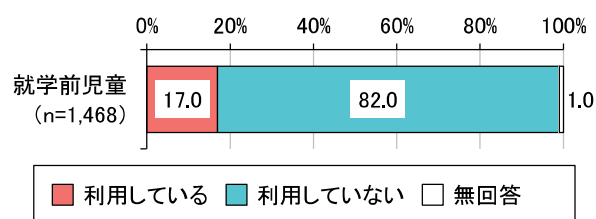
■ 令和5年度調査 (n=839)

■ 平成30年度調査 (n=702)

* 直近1年間にこどもが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった方のみ

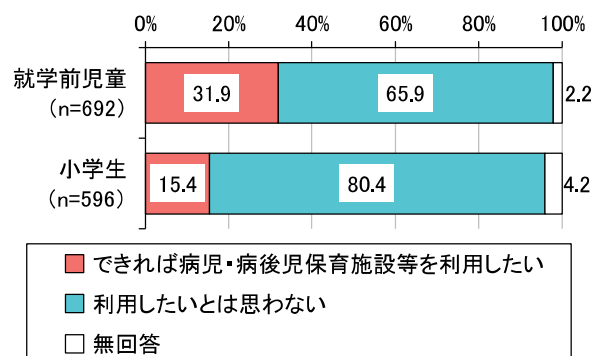
⑧子育て支援センターの利用状況（就学前児童）

現在の子育て支援センター（地域版子育て支援センターの「はぐはぐ広場」を含む）の利用状況についてみると、「利用していない」が82.0%と、「利用している」の17.0%を上回っています。



⑨病児・病後児保育施設等の利用意向

保護者が休んだ際、できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思ったかについてみると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が1～3割台（31.9%・15.4%）、「利用したいとは思わない」が6～8割台（65.9%・80.4%）と、就学前児童・小学生いずれも利用希望なしが高くなっています。

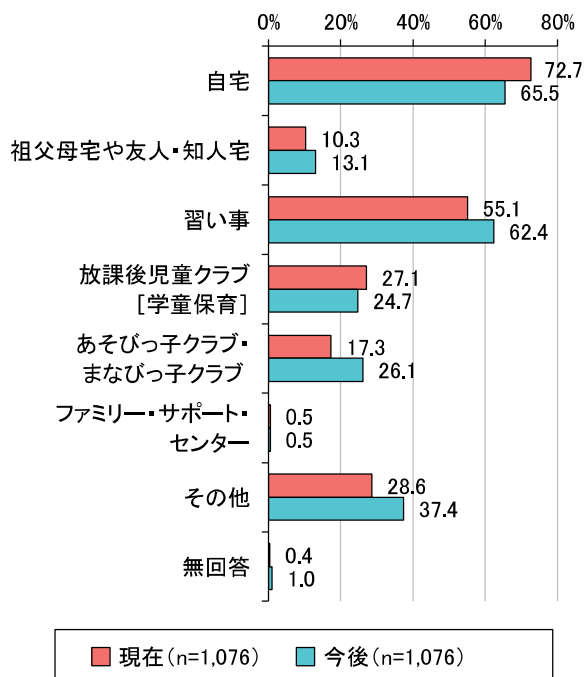


* こどもが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に保護者が休んだ方のみ

⑩放課後の過ごし方（小学生）

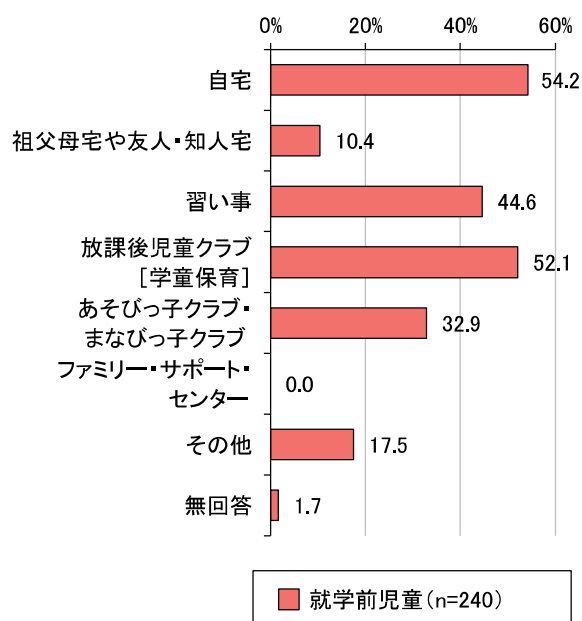
現在、小学生の放課後の時間を過ごしている場所についてみると、「自宅」が72.7%と最も高く、次いで「習い事」が55.1%、「その他」が28.6%となっています。

今後、放課後の時間を過ごさせたい場所についてみると、「自宅」が65.5%、「習い事」が62.4%、「その他」が37.4%、「あそびっ子クラブ・まなびっ子クラブ」が26.1%、「放課後児童クラブ」が24.7%となっています。



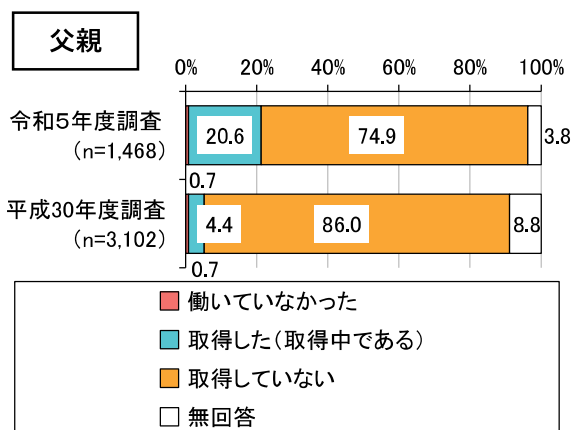
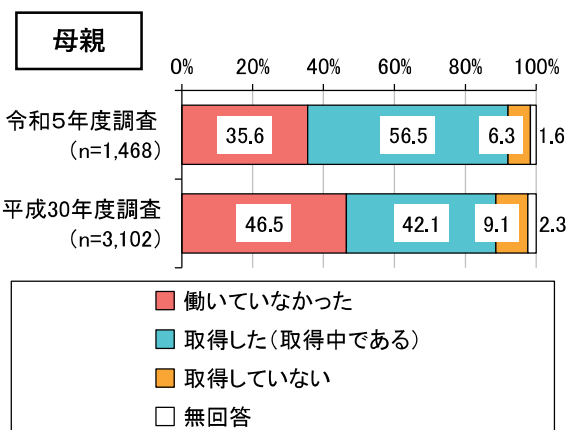
⑪入学後の放課後の過ごし方（就学前児童＊5歳児のみ）

小学校に就学した際に、放課後の時間を過ごさせたい場所についてみると、「自宅」が54.2%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が52.1%、「習い事」が44.6%となっています。



⑫育児休業の取得状況（就学前児童）

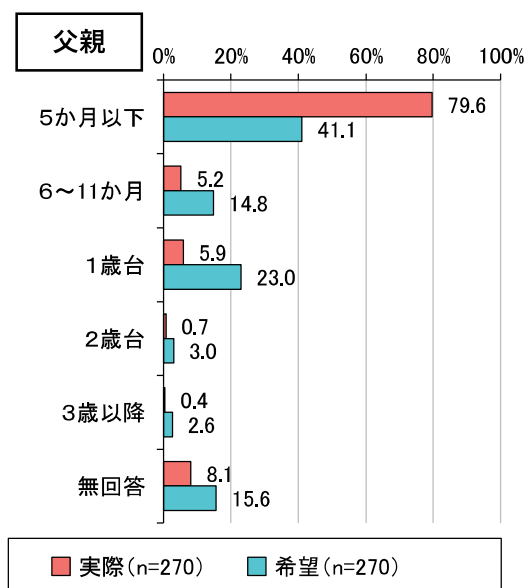
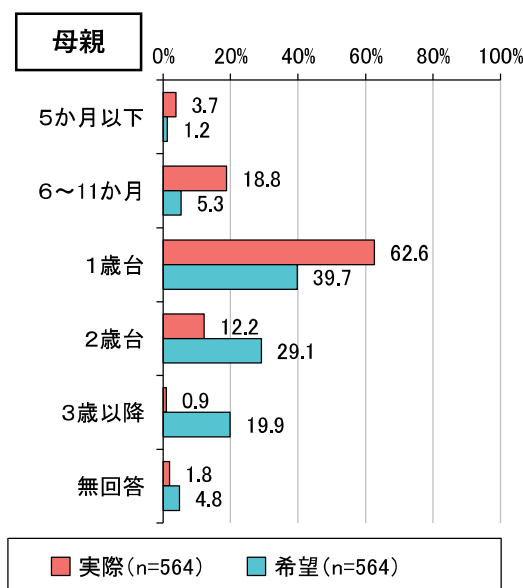
こどもが生まれた時の育児休業の取得状況についてみると、母親では「取得した（取得中である）」が56.5%、父親では20.6%となっています。平成30年度調査と比較すると、父親では15ポイント以上増加しています。また、「取得していない」は、母親が6.3%、父親が74.9%となっています。



⑬育児休業の取得期間（就学前児童）

母親の実際の育児休業の取得期間についてみると、「1歳台」が62.6%と最も高く、次いで「6～11か月」が18.8%、「2歳台」が12.2%となっています。希望の取得期間についてみると、「1歳台」が39.7%と最も高く、次いで「2歳台」が29.1%、「3歳以降」が19.9%となっています。

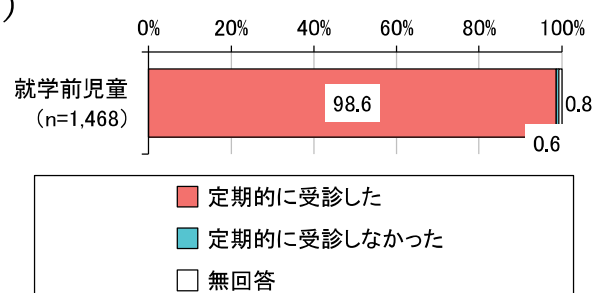
父親の実際の取得期間についてみると、「5か月以下」が79.6%と最も高く、次いで「1歳台」が5.9%、「6～11か月」が5.2%となっています。希望の取得期間についてみると、「5か月以下」が41.1%と最も高く、次いで「1歳台」が23.0%、「6～11か月」が14.8%となっています。



* 育児休業取得後、職場に復帰した方のみ

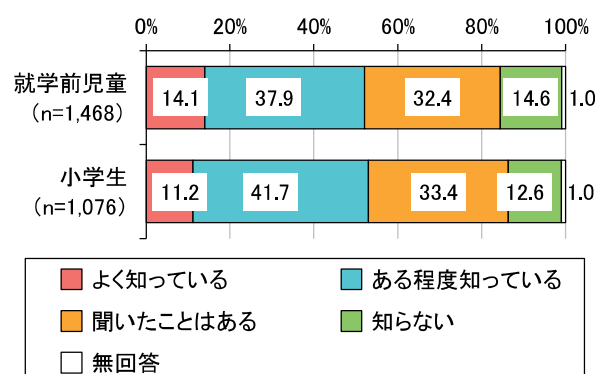
⑭妊婦健康診査の受診状況（就学前児童）

妊娠中に妊婦健康診査を受診したかについてみると、「定期的に受診した」が98.6%となっています。



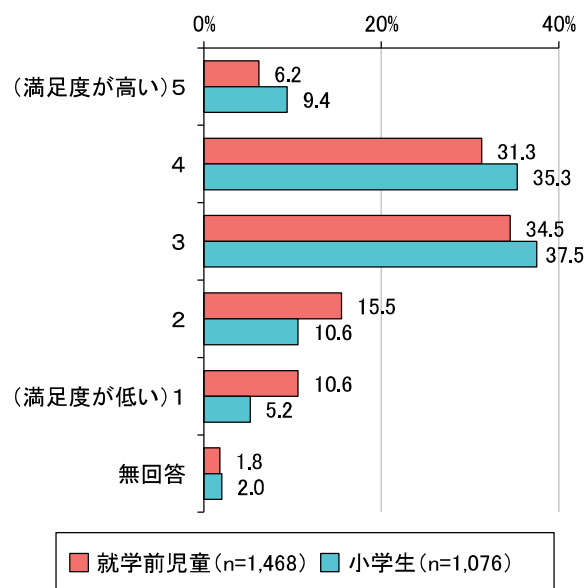
⑮「こどもの権利」について

「こどもの権利」の認知度についてみると、就学前児童・小学生いずれも『知っている（「よく知っている」と「ある程度知っている」の合計）』が5割台（52.0%・52.9%）、「知らない」が1割台（14.6%・12.6%）となっています。



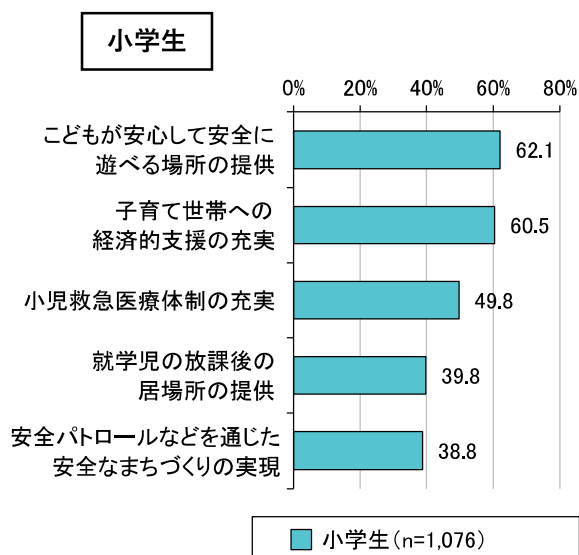
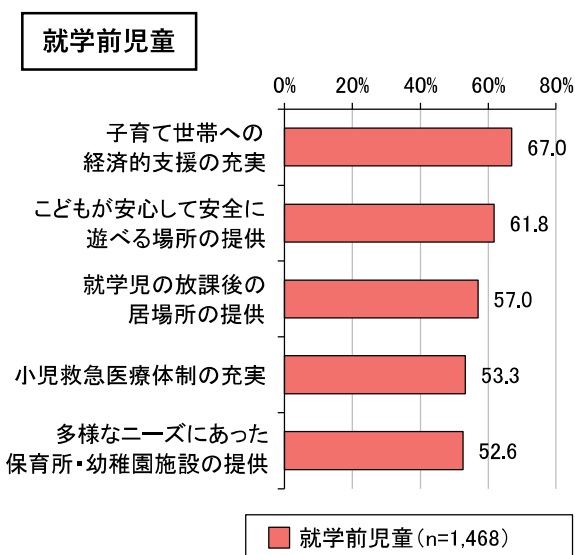
⑩子育ての環境や支援への満足度

海老名市における子育ての環境や支援への満足度についてみると、就学前児童・小学生いずれも「3」（34.5％・37.5％）が最も高く、次いで「4」（31.3％・35.3％）となっています。



⑪力を入れてほしい子育てと子育て支援（上位5項目）

子育て支援でもっと力を入れてほしい取組についてみると、就学前児童・小学生いずれも「子育て世帯への経済的支援の充実」、「こどもが安心して安全に遊べる場所の提供」が上位となっています。



(3) 第2期子ども・子育て事業計画の評価

第2期子ども・子育て事業計画においては、4つの基本目標と14の基本施策のもと、69事業を実施しました。各事業の担当課において、3段階で自己評価を行った結果、Aが19件（27.5%）、Bが46件（66.7%）、Cが4件（5.8%）となっています。

■事業を所管する担当課評価（令和2～5年度の4か年度）

A	B	C	
19件 (27.5%)	46件 (66.7%)	4件 (5.8%)	A = 想定基準以上に達成した B = 想定基準をおおむね達成した C = 想定基準を達成したとは言い難い

C評価4件は、全国的に普及が進んでいない事業や、利用者がいなかった事業です。

市内で整備する場合の慎重な対応や、利用者のニーズの把握が求められます。

■体系ごとの課題整理（子ども・子育て会議委員の評価より）

基本目標1 安心して子どもを預けられる教育・保育施設と学童保育施設を提供できる体制づくり

【事業数：18 担当課評価 A：3 B：12 C：3】

- 子育て世帯の人口が増加している中で、新規保育所の設置など需給差を埋めるよう進めてきたが、家庭的保育事業や居宅訪問型保育事業の開始なども含めた更なる工夫が必要。
- 病児・病後児保育や一時預かりについては、計画値を上回る利用があるため、引き続きニーズに対応できるよう体制を整え、市民の方への周知が大切。
- 学童保育の運営については、4年間で12支援単位も拡充するなど安全・安心に過ごせる放課後の環境整備が進んでいる。一方、支援員等の不足等課題もあるため、更なる充足が必要。
- あそびっ子クラブは、学校によって運営やパートナーの成り手不足などの課題もあり、学校や地域と引き続き連携した支援が大切。

基本目標2 親と子の健康を確保するための環境づくり

【事業数：16 担当課評価 A：3 B：13 C：0】

- 妊婦健康診査（歯科含む）の実施は、母子の健康に直結し、経済的負担の軽減につながっていることから、さらに様々な手法で支援を行うことが大切。
- 離乳食講座やむし歯予防教室は、健康づくりの基礎が育成される大切な時期でもある。SNSを活用するなど様々なツールで幅広い周知が必要。
- 子ども医療費助成については、18歳までのこどもに対象者を拡大したことにより、子育て世帯の経済的負担軽減やこどもの健康増進など子育て環境の充実に寄与したと考えられる。

基本目標 3 妊娠・出産から切れ目のない総合的な子育て支援を提供できる体制づくり

【事業数：15 担当課評価 A：5 B：10 C：0 】

- ファミリー・サポート・センター事業は、令和2年度は利用者数が少なかったが、徐々に増えており直近では計画値を大きく上回っている。引き続き利用しやすい事業整備が大切。
- 紙オムツ・衛生用品の配布や教材費の支援については、物価上昇が続く中で保護者の経済的負担の軽減につながっていると考えられる。安心して子育てができる社会の実現に向けて、ニーズを踏まえた事業継続が大切。

基本目標 4 配慮を必要とする子どもと家庭への支援

【事業数：20 担当課評価 A：8 B：11 C：1 】

- 医療的ケア児の支援に向けて、関連部署との調整や関連例規の整備を行い、協議会を開催している。今後は発展的な支援につなげていくことも大切。
- 児童発達支援や出張療育相談、通級指導教室など配慮を必要とするこどもの需要は、増加傾向となっている。こどもやその家族が孤立することがないように引き続き注視することが必要。
- 虐待防止の相談は、計画数を上回っており、市民が関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度の高まりがうかがえる。引き続き啓発活動を継続し、こどもの人権侵害の防止や安全・安心に直結する体制確保が大切。

5 用語集

あ行

医療的ケア児	人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たん吸引等の医療的ケアが日常的に必要なこども。
--------	--

か行

子ども・子育て支援法	保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。
子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした法律。
子ども・若者育成支援推進法	社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、こども・若者の育成支援を総合的に推進することを目的とした法律。

さ行

次世代育成支援対策推進法	将来、社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的とした法律。
--------------	--

た行

通級指導	小・中学校の通常学級に在籍している比較的軽度の障がいのある児童・生徒に対して、障がいによる学習や生活上の困難を克服することを目的に、障がいの状態に応じた指導を行う教育形態。
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」。認定こども園、幼稚園、保育所が該当する。

な行

認可保育園	児童福祉法による児童福祉施設の1つで、保護者が労働・疾病等のために保育を必要とするこどもを日々保護者の元から通わせて保育を行うことを目的とする施設。
認定こども園	幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。

は行

はぐはぐEBINA HUG HUGえびな宣言	子育て世帯の定住を促すことを目的に、海老名市が子育て世帯を積極的に応援する姿勢を示すものとして、平成 28 年 11 月 1 日に開催した「市制 45 周年式典」において発表。
---------------------------	--

や行

幼稚園	満 3 歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法第 22 条によれば「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」としている。
-----	--

ら行

療育	障がいのあるこどもの発達を促し、自立して生活できるように援助すること。
量の見込み	事業に対する保護者等の利用希望（需要量）がどれだけあるのかを示す数値。

数字／英字

1 号認定	子ども・子育て支援新制度における区分において、満 3 歳以上の小学校就学前で、幼稚園・認定こども園等での教育を希望しているこども。
2 号認定	子ども・子育て支援新制度における区分において、満 3 歳以上の小学校就学前で、保護者の労働や疾病などの事由により、保育所・認定こども園等での保育を希望しているこども。
3 号認定	子ども・子育て支援新制度における区分において、満 3 歳未満で、保護者の労働や疾病などの事由により、保育所・認定こども園等での保育を希望しているこども。

海老名市こども計画
(第3期海老名市子ども・子育て支援事業計画)
令和7年3月

発行：神奈川県海老名市
編集：海老名市保健福祉部こども育成課
〒243-0422 神奈川県海老名市中新田377番地
TEL 046-235-7878
FAX 046-235-7980

